

平成30年

三重県議会定例会会議録

(2 月 28 日)
(第 4 号)

平成30年

三重県議会定例会会議録

第4号

○平成30年2月28日（水曜日）

議事日程（第4号）

平成30年2月28日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第1号
〔委員長報告、採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第1号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	48名		
1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚

8	番	野	村	保	夫
9	番	下	野	幸	助
10	番	田	中	智	也
11	番	藤	根	正	典
12	番	小	島	智	子
13	番	彦	坂	公	之
14	番	濱	井	初	男
15	番	吉	川		新
16	番	木	津	直	樹
17	番	田	中	祐	治
18	番	野	口		正
19	番	石	田	成	生
20	番	大久	保	孝	栄
21	番	東			豊
22	番	山	内	道	明
23	番	津	村		衛
24	番	杉	本	熊	野
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
28	番	村	林		聡
29	番	小	林	正	人
30	番	服	部	富	男
31	番	津	田	健	児
32	番	中	嶋	年	規
33	番	奥	野	英	介
34	番	今	井	智	広
35	番	長	田	隆	尚
36	番	舘		直	人

37	番	日 沖	正 信
38	番	前 田	剛 志
39	番	舟 橋	裕 幸
40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
(27	番	欠	員)
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田 圭 司
書 記 (事務局次長)	岩 崎 浩 也
書 記 (議事課長)	榊 屋 眞
書 記 (企画法務課長)	稲 垣 雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村 晃 康
書 記 (議事課主幹)	西 典 宏
書 記 (議事課主幹)	吉 川 幸 伸

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎

副 知 事

危機管理統括監

防災対策部長

戦略企画部長

総務部長

健康福祉部長

環境生活部長

地域連携部長

農林水産部長

雇用経済部長

県土整備部長

健康福祉部医療対策局長

健康福祉部子ども・家庭局長

環境生活部廃棄物対策局長

地域連携部スポーツ推進局長

地域連携部南部地域活性化局長

雇用経済部観光局長

企業庁長

病院事業庁長

会計管理者兼出納局長

教 育 長

公安委員会委員

警察本部長

代表監査委員

監査委員事務局長

稲垣 清文

服部 浩

福井 敏人

西城 昭二

嶋田 宜浩

田中 功

井戸畑 真之

鈴木 伸幸

岡村 昌和

村上 亘

水谷 優兆

松田 克己

福永 和伸

中川 和也

村木 輝行

伊藤 久美子

河口 瑞子

山神 秀次

長谷川 耕一

城本 曉

廣田 恵子

岡本 直之

難波 健太

山口 和夫

水島 徹

人事委員会委員
人事委員会事務局長

戸 神 範 雄
山 口 武 美

選挙管理委員会委員長

高 木 久 代

労働委員会事務局長

永 田 慎 吾

午前10時1分開議

開 議

○議長（舟橋裕幸） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（舟橋裕幸） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る2月26日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第1号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議提議案第1号が提出されましたので、さきに配付いたしました。
以上で、報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
1	平成29年度三重県一般会計補正予算（第8号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年2月26日

三重県議会議長 舟橋 裕幸 様

予算決算常任委員長 中嶋 年規

提出議案件名

議提議案第1号 三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

議提議案第1号

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成30年2月26日

提出者 野村保夫
吉川新
中村進一
山本教和
西場信行

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十八年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四十五人」を「五十一人」に改める。

第二条の表伊勢市選挙区の項中「三人」を「四人」に改め、同表尾鷲市・北牟婁郡選挙区の項中「一人」を「二人」に改め、同表鳥羽市・志摩市選挙区の項を次のように改める。

鳥羽市選挙区	鳥羽市	一人
--------	-----	----

第二条の表熊野市・南牟婁郡選挙区の項中「一人」を「二人」に改め、同表いなべ市・員弁郡選挙区の項の次に次のように加える。

志摩市選挙区	志摩市	二人
--------	-----	----

第二条の表多気郡選挙区の項中「一人」を「二人」に改め、同表度会郡選挙区の項中「一人」を「二人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由

県内の選挙区間における、地域間の均衡の調整を図るため、所要の整備を行う必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

質 問

○議長（舟橋裕幸） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。23番 津村 衛議員。

[23番 津村 衛議員登壇・拍手]

○23番（津村 衛） おはようございます。新政みえ所属、尾鷲市・北牟婁郡選出の津村衛です。知事のお許しをいただきました。あっ、知事じゃないや、すいません。知事は許していただいてませんね。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問のテーマは、知事の政治姿勢についてということから始めさせていただきます。知事への思いがちょっと強過ぎたものですから、すいません、知事のとってしまいました。

こういう題のテーマについて質問することは、私は初めてかなというふうに思うんですが、このテーマを選んで新聞に掲載していただいたとたん、知事の次期選挙について出馬するのかどうか聞くんですかというふうな質問を

いただきました。それにつきましては、まだ時期も早いかなというふうに思いますし、私が質問するような立場ではございませんので、しかるべきときにしかるべき方が質問されると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。知事が昨年末に訪中されたことについて質問をさせていただきます。この件については、あくまでも新聞報道のみの情報なので、私の勘違いや誤解があれば、御指摘をいただきたいというふうに思います。

知事は、昨年12月25日のぶら下がり会見で、自民党の訪中団に同行して中国北京市を訪問することを明らかにされました。ぶら下がり会見の前日である12月24日から、既に訪問されている訪中団に途中から合流する日程で、27日から29日までの3日間、知事が訪中されました。人脈の構築、観光誘致、県産材のPRなどが主な目的であり、今回の訪中は知事公務ではなく、政治家としての政務として、秘書や県職員は同行せず費用に関しては全て自費と報道されています。

政務活動ということですし、誰とどこでどんな話をしたのか、あるいはなぜ中国にという質問をする気はありません。もちろん、公務と政務を分けること自体も問題と私は思いません。

知事自らがプレスリリースした現地での活動内容を拝見いたしますと、政務とはいえ、しっかりと三重県政のために知事としての職責を果たされていると思いますが、なぜ今回は公務ではなく政務として訪中されたのか疑問が残ります。

政務とした理由が、一政党の政治活動に関係するからという理由であれば、これまでもほかの党主催のパーティーなどにも知事公務として出席いただいたこともあろうかと思ひます。

前回の参議院議員選挙のときに特定の政党の候補者を応援され、その後、我が会派の三谷代表から厳しく追及されるということがありましたので、県民に誤解が生じないように、同じ轍は踏まないとの思ひで公務と政務を分け

られたのかもしれませんが、今回は特定の候補者の応援に入ったという趣旨のものではありません。

まず初めに、今回の訪中がなぜ公務ではなく政務として訪中されたのか、知事の見解をお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 昨年末の中国訪問について、なぜ公務ではなく政務なのかということについて答弁いたします。

昨年12月27日から29日の3日間の日程で北京市を訪問しました。中国との関係では、昨年が日中国交正常化45周年、今年は日中平和友好条約締結40周年に当たり、昨年11月には日中首脳会談も開催されるなど、日中関係改善の気運が高まりつつあります。

今回の訪中は、こうした機会を捉え、中国要人との人的ネットワークの構築を図るとともに、県内誘客や県産品の販路拡大といった様々な分野で県内経済の活性化につなげることができればとの思いで参加を決めたものです。

今回、北京では様々な分野の会合が検討されていましたが、習近平国家主席など中国政府要人の日程が確定せず、実際には、どの行事がいつ実現するか直前まで決まらないという状況にありました。一方で、年末年始にかかる旅程となったことから、航空券等を特に急がなければ確保できないといった事情もあり、日程の確定を待つて対応を判断することが困難な状況でありました。

結果的には県産材のPRをはじめ、幾つかの成果を上げることができたと思っておりますが、会合等の詳細が確定せず、私が意図するような行事や会合が実現できるかどうか不明な状況で、公費を使って参加することには説明責任が果たせないのではないかと考え、このような形で対応すると判断したものであります。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。お答えいただきました。

中国では、要人と会うということは確定していましたが、どのような会合

があるのか、その訪問先であったりとか詳細が決まっていないから、あとは年末ということもあって、チケットの関係もあって今回は公務ではなく政務であったというふうに御答弁いただいたのかなというふうには思います。

今回この質問は、余り生産性のある質問じゃないので大変申しわけないなというふうには思うんですが、知事は前回の選挙で、どの政党にも偏らないという県民党を掲げて立候補されたし、当選されました。私たちというか、地域政党新政みえ、そして連合三重も、そういう知事だから推薦をさせていただいたという経緯がございます。

今回のこの話を聞いていますと、知事として、公務としてふだん発言されること、報道されていることと、例えば、政務として今回のように一政党のそういう活動に、今回は政務として出席されたわけなんですけど、こういうことがあると、今後も同じように一政党のそういう活動に知事として参加されていくということもあるのかどうか、ちょっと確認させてください。

○知事（鈴木英敬） 今回のようなことがあるかどうかということについては、ちょっと仮定の話なのでわかりませんが、基本的には知事として、先ほど議員もおっしゃっていただいたように、どの政党であれ、お誘いいただいたらその会合に参加したりすることはありますので、こういう海外に行くということはなかなかないかもしれませんが、御要請を受ければ、日程のあいてる範囲で、どの政党であれ参加をさせていただくということはあるんじゃないかと思います。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） はい、わかりました。どの政党であってもそういう要請があつて、知事日程と、あと知事のそこに参加する大義名分というのがあれば、そういう形でも出席をいただくということを答弁いただいたのかなというふうに思います。

今回、やはり私たちとしては、県民党として知事を推薦もさせていただいたし、応援もさせていただいたという手前ですね、政務として一政党の活動に出席されたということをニュースで見ますと、やはり知事としては、ふだ

ん公務としてみんなの前で発言されてること、行動されてることと、実は政務では、一政治家、一鈴木英敬としては違うところ、違う考えがあるんじゃないかなというふうに今回の訪中を受けて私は感じてしまいました。

その点におきまして、知事は、それは分けているわけではない、あくまでも鈴木英敬という政治家として政務も公務もあるんだというふうな考えなのか、そのあたりの考え方についてお聞かせください。

○知事（鈴木英敬） 今まさに津村議員おっしゃっていただいたように、何か知事として実行していることと政治家として何か実行することで、政治家になれば何か知事で言っていたことと真逆になるとか、それを大きく覆すとかいうことは想定してないとか、ないというふうに思います。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。

想定していないということでございます。一政治家として発言されていることは、知事として発言されていることも同じであるというふうに受けとめさせていただきました。

では、ここで一つ確認をさせていただきたいんですが、例えば高レベル放射性廃棄物の最終処分地の受け入れに対して、これまで鈴木英敬知事、三重県知事としては、国民の理解、地域の理解が深まっているとは言えない現段階で、調査にも協力する考えはない。最終処分地の受け入れについても、そもそも地域理解が得られることは相当に困難であると考えており、そもそも受け入れなどについて議論することさえ困難と認識しているというふうに見解を示されています。

この見解についても、知事だからという発言ではなく、一政治家鈴木英敬本人として心からそう思っているというふうに解釈してもよろしいでしょうか。

○知事（鈴木英敬） 先ほど議員から御指摘があった高レベル放射性廃棄物の件につきましても、知事であっても政治家鈴木英敬であっても同じ結論であります。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。

今回なぜこのような質問をさせていただいたかといいますと、鈴木英敬という大きな影響力を持つ政治家が、いずれ知事じゃなくなるときもあろうかなというふうに思います。それはもしかしたら70歳、80歳まで知事をされるかもしれませんが。それはわかりませんが。

もし仮に、今後、一政治家として違うステージで活躍されるようになった場合、知事が、知事自身が、鈴木英敬として、政治家としてどのように考えて、どのように活動するのかによって、この三重県への影響というのは非常に大きいものがあるという思いで質問させていただきました。

先ほども言いましたように、前回の知事選挙では、地域政党新政みえも連合三重も推薦して、特定の党派に偏らない県民党として知事を応援させていただきました。でも、今回の訪中の新聞報道を見たときに、何か知事が遠くへ行ってしまうような、そんな感じをして、少し寂しい思いもさせていただきましたので、少し意地悪な質問でしたが、質問させていただきました。

もちろん政治家も人間ですので、オンとオフはあってもいいと思います。プライベートはしっかりと守っていくことというのは大事だと思います。でも、尾鷲弁で言うところの「言いよることとしいよることが違う」、これは一番やはり政治家として以前に人として信頼を失ってしまうというふうに思いますので、知事においてはそんなことはないとは思いますが、知事が知事として発言されたことは、鈴木英敬という政治家として発言されたことであるということで、その言葉を信じてこの質問を終わらせていただきます。

それでは、次ががん検診の受診率の向上について質問させていただきます。

がん検診の必要性や受診率向上への取組については、これまでも多くの議員が取り上げてきました。家族や身近な方が罹患されたり、テレビなどで活躍されている著名な方がんの告白や、残念ながら亡くなられたというニュースを見ますと、改めてがんの予防、早期発見、早期治療の必要性を感じさせられます。

私たち新政みえが毎年開催させていただいている団体懇談会において、三

重県医師会からも毎年のように、がん検診受診率の向上について要望もいただいているところです。今回は、がん対策の中でもがん検診受診率の向上について質問させていただきます。

がん検診は、健康増進法に基づいて市町が行っている事業であり、平成26年4月に施行した三重県がん対策推進条例にも、市町の役割として、「自主的かつ主体的に、がんに関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、がん検診を実施し、及びがん検診の受診率の向上のための施策を講ずるよう努めるものとする」とあります。

一方で、県の責務や基本的施策には、「地域の特性に応じたがん対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」ことと、がん検診受診率の向上とがん検診の質の向上のための施策を講ずるとあります。あくまでも、がん検診自体は市町の事業ではありますが、県として受診率の向上とがん検診の質の向上に取り組んでいただいているところであります。

平成26年度の胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの対策型検診と言われる五つのがん検診の三重県全体の受診率は、胃がんが9.8%、肺がんが23%、大腸がんが30%、乳がんが46.6%、子宮頸がんが54.2%であり、この五つのがん検診のうち、子宮頸がん検診の受診率だけが目標である50%を達成しており、平成22年度には全国23位だったのが、平成26年度には全国2位まで受診率が向上いたしました。このことについては、市町の取組はもとより、県としての取組を高く評価をさせていただきます。

しかしながら、ほかの胃がん、肺がん、大腸がん、乳がんの四つのがん検診は、残念ながら目標値には達していない状況です。

この受診率を調査するに当たって難しいのは、がん検診には市町が行う検診とは別に、各個人で受ける検診と、各職場でおこなう職域での検診があり、現在県で把握されている受診率は、市町が実施する検診のみのデータであり、各個人や職域での検診の状況は把握が難しく、実際にはどれだけの県民ががん検診を受診されているのか、実数の把握が難しいということなのですが、そのことも踏まえて質問をさせていただきます。

県全体の受診率も重要ですが、受診率を向上させるために私が注目したのは、各がん検診の市町別の受診率です。

フリップをお願いします。

(パネルを示す) これが県内各市町のがん検診の受診率、それぞれの五つのがん検診の状況でございます。濃い青色ががん検診の受診率で、オレンジの色が精密検査の受診率です。精密検査の受診率とは、がん検診を受けた結果、精密検査が必要である、いわゆる再検査が必要であると指摘された方のうち、実際に精密検査を受診された方の割合を示したものです。

この市町別を見ると、がん検診の受診率が低い市町は比較的県南部地域に多いのではないかなと推察するところでございます。

内閣府の世論調査によるがん検診を受けない理由の最も多いのが「受ける時間がない」という回答であったのに対して、三重県が平成25年のがん検診受診行動の課題を調査するための県民アンケートの結果は、がん検診を受けない理由は「健康であり必要性を感じない」というのが最も多かった。

受ける時間がないという国の調査結果と、必要性を感じないという県の調査結果を比べると、根本的ながん検診に対する意識が違っているのかなということがわかります。さらには、その三重県の中でも特に受診率の低い地域では、調査すればどんな回答が出てくるのか気になるところでございます。

さらには、先ほども、検診には市町の検診、個人の検診に加えて、各職場で行う職域の検診がありますが、県南部においては零細企業が多く、職場で検診を実施している事業所が果たしてどれだけあるのかということと考えますと、やはり市町が実施するがん検診の受診率を向上させる必要性が非常に高いというふうに考えられますし、受診率の低い市町に対する働きかけがますます重要になってくると思います。

これまでも様々な調査に基づいた取組を行っていただいておりますが、まずは、県として受診率向上に向けた今後の取組やお考えについてお聞かせください。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己）　がん検診受診率の向上に向けた取組について御答弁申し上げます。

がん検診の受診率向上には、県民への普及啓発とあわせて、個別の受診勧奨、再勧奨が有効であるとされております。市町に対する支援策といたしまして、これまで本県では、がん検診の受診率向上に向けた情報提供等のほか、平成24年度から平成27年度までの間、がん予防・早期発見推進事業によりまして、県内全ての市町を対象に、個別の受診勧奨・再勧奨などのがん検診受診率向上の取組に対する支援を行ってまいりました。

また、平成28年度からは、引き続き、がん予防・早期発見推進モデル事業といたしまして、地域におけるがん検診受診率向上のため、近隣市町が連携して地域全体として行う取組に対する支援を行っているところです。

例えば、胃がん検診に対しまして、胃内視鏡検査の二重読影という取組を進めようとするすと、その地域の1000名の方々を対象としたそういった実施体制の整備ですとか研修会を、四日市市の例で挙げますと、四日市市と三重郡3町で取り組んだとか、そういった取組に対して支援を行ってきたところでございます。

また一方、県の新たな制度のもとでの取組としましては、医療費適正化、患者のQOL、生活の質の向上の観点から、平成30年度から国民健康保険制度の中で、保険者努力支援制度を拡充いたしまして、その中での取組を考えております。

がん検診を含む種々のいろんな検診がございますが、そういった受診率の向上を重要な評価項目の一つとして評価をし、市町に対する交付金に配分するというを通じまして、市町の財源確保の観点からも積極的に市町に取り組んでいただくことを考えているというわけでございます。

それから、先ほど議員のほうからも御紹介ありましたように、内閣府が平成27年度に実施いたしましたがん対策に関する世論調査によりますと、がん検診を受けない理由としまして、「受ける時間がないから」、「がんであるとわかるのが怖いから」、そして「健康状態に自信があり、必要性を感じな

いから」などが挙げられておりまして、受診率向上のためには、受診機会を確保することや、がん検診の重要性についての正しい知識を持つことが重要であると考えております。

この中の、例えば、受ける時間がないということにつきましては、平日昼間にがん検診を受診しにくい方のために、県内の24市町が休日または夜間のがん検診の実施に取り組んでいるところでございますけれども、今後もより多くの方々にがん検診を受診していただけるよう、休日または夜間におけるがん検診の実施や、それから、がん検診と、生活習慣病予防対策のための特定健診を同時に実施する形をとるなど、そういった取組を進めてまいりたいということでございまして、引き続き、市町や保険者等に対しまして、受診機会を確保するための取組を進めるよう働きかけをしてまいりたいということでございます。

それから、先ほど、県民への啓発の中でも、本県では、金融機関や保険会社、その他様々な団体、現在10団体ほどございますが、がん対策に関する協定を締結しておりまして、連携して普及啓発等について取組を進めております。ほかの都道府県の例も参考としながら、今後もこれら団体と連携し、県民ががんを正しく理解し、がん予防や早期発見に向けて取り組むよう、普及啓発を進めてまいりたいと思います。

それから、企業は、最近の動きとしまして、働き方改革と、それから健康経営を車の両輪として取組を進めておりますけれども、こうした健康経営の一環として、従業員に対しまして、がんの早期発見、早期治療に向けた取組が進むよう、関係部局や関係団体と連携しながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

そして、こうした取組に加えまして、県民一人ひとりに働きかける取組としまして、平成30年度からは、県民に対する新たな取組、健康マイレージ推進事業を取り組むこととしております。この事業は、がん検診を受診した場合に、市町が定めた健康づくりメニュー、市町がその中で力を入れたいという、そういったがん検診などのメニューに対しまして、受診していただきま

したら、県民がポイントを獲得し、そのポイントによって特典協力店から特典を受けられるという仕組みでございますが、こうした取組もあわせて引き続きがん検診受診率の向上に向けて、県としては、早期発見、早期治療によるがん死亡者の減少を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） るる説明をいただきました。

確かにいろいろと取組をいただいておりますし、県としての取組だけじゃなくて、各民間事業者の方々とも連携もしていただきながら、しっかりと取り組んでいただいているのかなというふうには思うんですが。やはり、とはいえ、なかなか受診率が目標値まではまだ遠いのかなというふうに思っています。

私が最初に発言もさせていただいたんですが、特にがん検診の中でも子宮頸がん検診については、例えば、ほかの検診とは対象年齢が違います。20歳から69歳の女性が対象となります。子宮頸がんの検診に関するある調査によりますと、20代女性で定期的に受診していると回答したのは1割未満で、8割以上の方が未受診であったという調査もございます。なので、やはり年齢別の動向などもしっかりと調査をする必要もあるのかなというふうに思っています。

さらには、受診率の低い地域では、本人のがん検診への意識の問題だけでなく、家族や周りの理解やサポートの有無、あるいは地域性、医療機関が近くにあるのかどうか、あるいは交通弱者の問題など様々な社会的な要因も大きいのかもしれません。本来であれば、現状の課題把握のために年齢別であったり、あるいは地域別、特に受診率が低い地域別の詳細な調査を行って、それぞれに合わせた対策を講じるという必要性もあるのかなというふうには私自身は考えているわけなんですけど、やはりそうなりますと非常に財政的にもいろいろと問題も出てこようかと思いますし、県財政非常に厳しい中なので、余り費用のかかるような調査をするべきだというような無理強いはいちよ

つとできないのかな、できる状態ではないのかなというふうに思っています。

ですので、がん検診受診率を向上させるためには、やはり今県としてできることは、先ほども説明いただきました啓発活動にさらに力を入れることだというふうに思っています。ですので、県としては効率的で積極的で、そして戦略的な啓発活動に期待をしたいというふうに思っています。

それに、検診の受診率とともに重要なのが、先ほど最初にも紹介させていただきました精密検査の受診率の向上だというふうに思います。がん検診の結果、がんも含めて病気の疑いがあるので再検査を受けてくださいと言われてたにもかかわらず、検査を受けない方がいらっしゃるわけですので、これはやっぱり何としてもその受診率を上げていかなければいけないというふうに思います。

ただ、これは一度再検査を受けてくださいと言われてた後、やはりどうしても再検査を受けるのにはちゅうちょしてしまうというのは、がんそれぞれに応じた取組が必要なのかなというふうに思いますし、例えば大腸がん、もう一度再検査してくださいねというふうに言われても、やはり、これは男性女性にかかわらずだと思うんですが、病院に行ってお尻を出すのがやっぱりどうしてもちゅうちょしてしまうというような御意見もあるみたいで、そういう個別のがん検診に対して、それぞれなぜ受診率が上がらないのか、なぜ再検査受診率が思うように上がらないのかというあたりは、しっかりと調査する必要もあるのかというふうに思うんですが、県の精密検査受診率向上に向けた取組の状況についてもお聞かせください。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 議員のほうからの御指摘にもありますように、がんを早期に発見し、適切な医療につなぐためには、がん検診の受診率向上のみならず、精密検査が必要とされたがん検診受診者が、実際に精密検査を受診することが必要でございます。

この受診率につきましては、全国、本県とも、およそ60%から80%ということございまして、国の第3期のがん対策推進基本計画におきましては、その目標を90%とすることございまして、本県の次期推進計画におきまし

でも同様の目標値を置いておるところでございます。

今後の取組といたしましては、国立がん研究センター等関係機関の協力も得ながら、県内各市町の精密検査受診率や、その精密検査を受診したかどうかの把握の仕方についての情報を取りまとめて提供を行うなどの、国のほうで支援を行うということでございますので、こういった情報も活用しながら取組を進めたいということでございます。

以上でございます。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。

様々な機会を通じて、がん検診と精密検査の受診率の向上について、県としてもしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

先ほども言いましたように、がん検診そのものは市町の事業であるということで、県としてはその受診率の向上の啓発に力を入れていくということのほうが多いのかなというふうに思うんですが、一つ例を出させてもらいますと、広島県のがん検診受診率向上の取組なんですが、広島県は、知事を筆頭に受診率を上げていこうという取組、キャンペーンを行っておりまして、この取組が非常にユニークなんですが、がん検診の啓発特使としてデーモン閣下を任命しています。

ポスターも非常にインパクトのあるポスターで、2012年から開始してるんですが、デーモン閣下のポスターを前面にしたインパクトのある見た目と、インパクトのあるキャッチコピーで、県民が、がん検診の向上に向けて広島県が取り組んでるんだというキャンペーン自体の認知度というのが、やはり始めた当時は5割を切っていたのに、今では認知度が非常に上がって、ほぼ9割に近い。広島県の県民自体も、県民みんなが広島県はがん検診の受診率向上に向けて取り組んでるんだというキャンペーン自体を認知しているその割合が非常に高くなってきているという状況だそうです。

どういったキャッチコピーか、どういうポスターかといいますと、一番最初に出したポスターは、デーモン閣下が「まだ受けておらぬのか」というよ

うなキャッチコピーで、数カ月たって新しく出たポスターが「なぜ受けぬのだ」、次が「いつ受けるのだ」、「もう待てぬ、すぐ受けたまえ」といような感じで、デーモン閣下が非常に県民に対してアピールしている。ちょっと上から目線的な言葉でもあるんですが、それによって広島県民は、がん検診受診率を上げるために県は取り組んでいるんだな、じゃあがん検診についてもしっかりと考えていかなければいけないなということで、非常に認知度が高くなってきているというふうに伺っております。

ただ、受診率自体がどれだけ上がったかということ、徐々にしか上がっていないので、まだどれだけ効果があるのかというのはこれからだとは思いますが、これも一つのやり方だというふうに思います。有名人を活用したからそれでいいというわけではないんですが、やはりちょっとでも県民の方々にがん検診の必要性、重要性を認識してもらうような県を挙げての積極的な取組というのが、今後さらに必要になってくるのかなというふうに思うわけなんです。もし知事の御所見ありましたら。

○知事（鈴木英敬） やはりこういう意識を変え、行動を促すというものにおいては、その意識や心に届くようなアプローチが必要だと思いますので、広島県の状況なんかも見させていただきながら、県民の皆さんの心に届く、行かなきゃなど行動を変えていくような取組にどんなふうなことがあるのか、これからもしっかりと研究したいと思います。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。ぜひともよろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、続きまして3点目の質問に入らせていただきます。3点目の問題は土砂問題についてです。

平成28年12月に自然豊かな紀北町に突如浮上した汚染土壌処理施設の建設問題。地域住民に事前周知などがなく、建設が始まってから地域住民が知ることとなり、さらにはその建設地が水道水源の上流であったことから、大きな住民反対運動へと発展いたしました。

汚染土壌処理業は県知事が許可するため、地元住民の方々から、事業の許可に住民の意思を反映させることを求める要望書を、5000人近い署名を添えて県に提出。また、県議会にも慎重な判断を求める請願が出され、議員の皆さんの賛同をいただき、全会一致で採択をしていただきました。

結果的には、紀北町の水道水源保護条例に基づく審議会によって、規制対象事業者に認定し、この事業者は汚染土壌処理施設の設置を断念いたしました。

このことは東県議の一般質問でも取り上げていただきましたが、今後も県内で汚染土壌処理業の許可申請に関する相談が増加する可能性もあることから、本年1月に汚染土壌処理業に関する指導要綱が制定され、知事や関係機関との事前協議、地元住民への周知などの必要事項を定めていただきました。

この県の対応には感謝をいたしますし、今後県内で新たに事業者が事業を行おうとする際には、この指導要綱に沿って進めてもらうことで、紀北町のような住民運動に発展するような事案が発生しないことを願っています。

しかしながら、現在、紀北町の新たな問題として、県外から大量の建設残土が運び込まれ、町内6カ所で山積みになされ、町民が非常に不安を感じているという事案が起きています。あえて写真を撮ってフリップにはしませんが、何十メートルという高さまで土砂が積み上げられている箇所もあります。

町民の中には、残土の中には有害な成分や物質が入っているのではないかと、台風や豪雨などで土砂が流出したり、飛散したりするのではないかとという心配、あるいは、熊野古道のまさに登り口にも山積みされていることから、豊かな自然や熊野古道を利用した集客に取り組んでいるの方々からは、景観が損なわれることが大変残念であるとの御意見もいただいています。

県内の公共事業による建設発生土砂の有効活用についての必要性は十分に認識をしています。例えば、どこの地域で何の公共事業によって発生した土砂なのかということがわかれば、地域の方々も不安に思うことはないのではないかと思います。ですが、今回の事案に関しては、他県から遠路船で大量

に運ばれてくる土砂ということで、非常に不安な思いをされています。

このことは、地元の町議会や自治連合会でも大きく取り上げられていますし、たとえ民間の合法的な営利事業とはいえ、地域住民の心配する声がこれほど多い以上、行政としても無視はできませんし、対策を講じるべき事案であるというふうに思います。

本県においては、過去にも、伊賀地域において土砂が持ち込まれることに地域住民の方々が不安を感じたことから、土砂の持ち込みを規制するため、三重県残土条例制定を求める件についての請願を提出いただき、議会としても採択をさせていただいたところですが、まずは今回のこの紀北町の事案も含め、県内で土砂が持ち込まれ、積み上げられている問題となっている案件について、その状況や対応についてお伺いをいたします。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 土砂の堆積の状況と、それに対する県の対応について御質問いただきました。

御指摘いただいております建設残土、いわゆる建設発生土は、国の建設リサイクル推進計画に基づき、有効利用や適正処理の促進が図られているところであり、議員からもお話ございましたが、資源として活用されている側面がございます。

一方で、土砂が積み上げられた事案については、崩落や有害物質等の混入といった懸念の声もあるところでございます。県といたしましては、崩落等の懸念に対しましては、森林法や砂防法などの個別法令により規制を行っているところでございます。

また、有害物質対策については、土壤汚染対策法によって、大規模な土地の形質の変更時や有害物質が使用されていた施設の廃止の際には、土壤調査に係る制度が設けられており、土砂の発生元において汚染状況の把握が行われ、搬出等が規制される仕組みとなっており、廃棄物の混入についても廃棄物処理法により対応しているところでございます。

県内の土砂等の堆積の状況につきましては、平成27年6月に県議会で採択

されました残土条例制定を求める請願を踏まえまして、平成27年度以降、継続して県内における問題事案の調査を行っております。その結果は、廃棄物混じりの事案が約9割という状況になっており、廃棄物処理法に基づく指導等により対応しております。

また、平成28年度には、県が発注した公共事業における残土処分に関する実態を把握するとともに、処分量が多い場所の現地調査を実施しております。その結果、土砂の不適切な堆積や廃棄物の混入等は確認されておられません。

紀北町内におきましても、関東方面から発生した土砂等が港湾を經由して、紀伊長島インターチェンジ付近などで堆積されている事案を確認しております。これらの事案につきましては、港湾管理者である県建設事務所が事業者に対し、土砂等の成分分析の結果、あるいは発生元証明書、そういったものを求めまして、その情報を県環境室とも共有し、安全性の確認を行うほか、土地の改変等につきましては、森林法など個別の法令により許認可の審査や指導監督が行われているところでございます。

このように、土砂等の堆積につきましては、関係部局が連携し、所管法令に基づき立入検査や改善指導等を行うとともに、地域住民からの通報や申し立てがあれば、現場確認や必要な行政指導を行うなど、個別に対応しているところでございます。

以上でございます。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。

個別にいろいろと法令で規制をしていただいているということだと思いますし、紀北町に関してもいろいろと調査をいただいているというふうに聞かせていただきました。

先ほども言いましたが、公共事業による建設発生土砂の有効活用、資源として活用していくということについては、私自身も理解をしていますし、土砂イコール悪いものではないということは私自身も認識しております。

先ほども御答弁いただきましたが、船から港湾を使って土砂を積み上げる。

搬入する。それについては港湾施設の使用許可は県土整備部の所管である。そもそもが汚染された土ではないという認識なので、もちろんそれについては規制するものでもないし、言うたら法的に問題がなければ許可はもちろんせざるを得ないという状況だと思います。

もう一つ説明いただきました林地開発許可についても、これは農林水産部の所管だとは思いますが、埋め戻しをすることに対しての許可も、申請書に不備がなければもちろんそれを許可せざるを得ない状況だというふうに思っています。

それぞれの部局で許可を出して今の現状になっているわけなんですけど、地元の人からすると、県のどの部署でどんな法律によってどんな申請によって許可しているかということよりも、実際のところ県という組織で許可をしたということによって、地域の住民の人からすれば、その対策を求める矛先はもちろん県ということになります。

先ほど、成分分析表も提出いただいて、それについてそのデータについては確認をしている、共有しているというような話もございましたが、それをデータを出していただいて確認しました。共有しました。それで安心しているのは県の中だけの話であって、町民にとっては何の安心にもつながっていません。

県としては、それをもちろん確認することも大事なんですけど、確認したその情報をいかに県民に、地域の人たちが不安に感じている人たちにその情報を提供していくか、それによって町民の方々が安心するか、そこまで行かないと、データを確認しました、大丈夫でしたよと安心してるのが県の職員だけだったら、これは余り意味がないのではないかなというふうに私は思います。

ですので、そのことも含めて、県としてはその情報をしっかりと提供していくということが必要なのではないかなというふうに思うんですけど、そのあたりの見解はいかがでしょうか。

○環境生活部長（井戸畑真之） 住民の方から通報や申し立て等がございませ

たら、事案ごとに個別に対応し、状況説明等を求め、丁寧に対応しておるところでございます。

まずは個別法を所管する関係機関の人なり他の関係部局とも連携しながら対応するとともに、必要に応じて行政指導を行うことで、事業者と住民とのコミュニケーションが図れるよう指導、助言を実施していきたいと思っております。

また、その指導の内容といたしましては、どのような土砂が持ち込まれているのかという、不安や懸念等、住民の方のそういった声に対しましては、事業者と地域住民との信頼形成のために、土砂等の発生源の情報あるいは安全性のデータの情報開示等を指導していくというふうな考えでおります。

以上でございます。

[23番 津村 衛議員登壇]

○23番（津村 衛） 済みません。確認です。

その情報については、県として地域住民の方々にしっかりと情報提供していくということなのか、情報開示請求されたら情報は開示しますよという受け身的な形なのか、そのあたりはいかがですか。

○環境生活部長（井戸畑真之） まずは事業者と住民との間でしっかり話し合っていた中で、そういったデータなどを事業者がまず自ら出していただくというのが望ましいかと考えておりますけれども、もしそれでうまくいかないとなれば、開示請求という形で行政が持っているデータを出していくということになろうかと考えております。

[23番 津村 衛議員登壇]

○23番（津村 衛） わかりました。わかりましたというか、これ以上聞いても同じかなというふうに思います。

先ほども言いましたように、町民の方々の不安を解消していく。これだけ大きな声が出ている以上は、県としてもしっかりと取り組んでいかなければいけないと思えますし、それぞれの港湾の問題であったり、林地開発許可の関係であったりと、それぞれ許可したところで許可したことがしっかりと守

られているのかどうかというのは、管理監督はそれぞれの部署でしっかりとやっていたきたいですし、その結果、安全なものでありますよということであれば、しっかりと町民の方々にも情報提供していただきたいなというふうに思います。

ちょっと時間もないので進めさせてもらいますが、やはりこういったことを受けて、先ほどの説明の中では、残土条例については、これまではそれぞれの法令でしっかりと規制していきますよというような話だったかと思うんですが。とはいえ、結果的に今回このような案件として紀北町では問題が起こっているわけですので、やはりここで残土条例の制定について検討される必要があるのじゃないかなというふうに思うんですが、その状況、検討されるのかどうか、そのあたりの考え方についてお聞かせください。

○環境生活部長（井戸畑真之） 平成27年に条例制定の請願をいただいた後、同年10月の環境生活農林水産常任委員会におきまして、他の自治体における条例の制定状況、あるいは先ほど述べましたような問題事案の調査等の結果を報告しております。

あわせて、廃棄物の混入が疑われる事案につきましては、廃棄物処理法に基づき対応しておりますし、国の建設リサイクル推進計画が改定されまして、建設発生土の受入先把握の推進が位置付けられたことで、直ちに条例制定により新たな規制が必要な状況ではないということを、そのときは説明しております。

その後、県内における問題事案の調査を実施いたしました。廃棄物の混入が見受けられましたけれども、土砂の堆積により住民の健康や生活環境に影響が生じている新たな事案は確認されておられません。

引き続き、各関係部局が連携しながら所管法令等に基づき対応しておりますので、直ちに残土に関する新たな規制が必要な状況ではないというふうに考えております。

今後も、先ほど申し上げましたけれども、各所管法令に基づく許認可の厳正な審査や指導監督の徹底を図るとともに、地域住民の皆さんの不安の声に

対しましては、県関係部局や市町と連携しながらしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[23番 津村 衛議員登壇]

○23番（津村 衛） 条例は制定せずに所管法令でしっかりと規制していくというふうな御答弁だったかなというふうに思います。

とはいえ、先ほども言いましたように、今回のような事案が発生したということ、そして県が今認識しているのは紀北町だけの問題かもしれませんが、今後同様の事案が町内だけじゃなくて違う市町にまで広がる可能性もゼロではないというふうに私は思っていますし、起こり得るのではないかというふうなことも考えております。

先ほども私のほうから話をさせてもらいましたが、例えば三重県環境基本条例。この中には、第12条には自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為への必要な規制であったり、第23条には監視、測定、調査、第21条には情報の提供というようなあたりが、うたわれています。それらの観点を十分に認識をいただいて、まずはやはり地域住民の方々の安心安全の確保を第一にさせていただいて、事業者と地域住民と県が良好な関係を構築できるように、今後もしっかりと対応していただきますことを心からお願いをしまして、この質問を終わらせていただきます。

最後の質問に入りたいと思います。昨年、大人気のヴィジュアル系ロックバンドのGLAYが、自分たちの曲を結婚式という人生のすばらしい舞台で使用してもらえることは大変喜ばしいことであり、自分たちの曲を無償提供したいとして、ブライダルで使用する場合に限り、著作隣接権については無償提供すると発表されました。

通常、結婚式や披露宴などで音楽を利用するときには、作詞、作曲などの音楽をつくる人の権利である著作権と、レコード製作者や歌手など音楽を伝える人の権利である著作隣接権の二つの手続が必要となり、それぞれに料金が発生し、式場側が手続と料金を支払っています。

音楽の著作権を例に出しましたが、著作権を含めた知的財産権については、音楽だけではなく、東京オリンピックのエンブレムの問題など、知的財産権保護の重要性についての認識は年々高まってきています。

そこで、今回は、県が発注している印刷関係について、その知的財産権の取り扱いについてどのように認識されているのかを質問させていただきます。

人間の知的活動によって生み出されたアイデアや創作物は、財産的な価値を持ち、それらを総称して知的財産と呼び、知的財産権には、特許権であったり著作権、あるいは商標権などがございます。

昨年、経済産業省中小企業庁から平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針の改定が示されました。その中で知的財産権の取り扱いについて読み上げさせていただきますが、「国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするよう努めるものとする。」とあります。

現状の官公需の発注は、一律に著作権の全てが国や自治体に譲渡されていたり、利用目的や期間が仕様書で明確化されていないことなどから、制作会社の著作権が認められず、デザイン、編集、レイアウトなどの無断での増刷、転用、流出などにより、全国でも著作権をめぐる様々な問題が起こっています。

例えば、県が発注して作成したイベントのチラシの著作権は、発注した県にあるのではなく、受注し制作した制作会社に著作権があります。さらには、その制作会社が他社から権利承諾を得て使用している写真などもあり、発注側の県が仕様書に記載されている以外の二次利用は行ってはいけないということです。

この問題については、数年前からも印刷工業組合から要望をいただいている案件であり、県としても十分に内容を把握され、検討もいただいているかと思いますが、知的財産権に対する県の認識と検討状況についてお聞かせく

ださい。

〔城本 暁 会計管理者兼出納局長登壇〕

○会計管理者兼出納局長（城本 暁） それでは、印刷物の発注における著作権等の扱いについてお答えいたします。

県が発注する印刷物に係る著作権等の知的財産権の取り扱いにつきましては、著作権法等の関係法令を遵守し、適正に取り扱う必要があるものと考えております。また、議員から御紹介いただきました平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針では、知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるなどとされたことも承知しているところでございます。

こうした中で、県が発注する印刷物の著作権につきましては、成果物の著作権を県に譲渡していただく必要がある場合には、その旨を仕様書に明記することとしております。例えば、印刷物に使用するイラストや写真、デザイン及びレイアウト等に関して、一部または全部の作成を含めて契約する場合で、そのデータの二次利用が想定されるときは、成果物の引き渡しをもって著作権が県に譲渡される旨を仕様書に記載することとしております。

出納局といたしましては、このような取り扱いについて、印刷物仕様書作成研修会等を通じて各所属担当者に説明し、周知を図っているところです。

しかしながら、成果物を二次利用しない場合にも、印刷物の著作権を県に譲渡するよう仕様書に記載している事例があり、また、二次利用する場合においても、県に譲渡していただく著作権の利用範囲を明確にしていないものも見受けられます。

そのため、今後は印刷物の著作権について、県への帰属の必要性を十分に判断するとともに、二次利用を行うなど譲渡いただくことが必要な場合は、その利用目的や範囲を仕様書に明確に記載するよう、各所属に対し研修会等を通じて徹底してまいります。

〔23番 津村 衛 議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。しっかりと取り組んでいただい

ているということがわかりました。

御答弁いただいたように、出納局だけがそれを理解しているのではなくて、しっかりと研修等を通じて、それぞれの担当部署の方々にも、その情報提供であったり、理解していただく取組を引き続き行っていただくということをお願いをしたいと思います。

さらには、今回は私のほうから県発注の印刷物に関する知的財産権の保護について質問させていただきましたが、知的財産権保護だけに限ったわけではないのですが、やはり法令遵守ということで、当然のことながら担当部署だけではなくて全職員にも関係してくることかなというふうに思っているところでございます。

そういう法令遵守ということについて、総務部長としても見解をお示しください。

○総務部長（嶋田宜浩） コンプライアンスの観点からお答えさせていただきます。

本県では三重県職員コンプライアンス指針を策定いたしまして、コンプライアンスの推進をしていく上で、職員が日常の業務を遂行する過程でとるべき判断だとか、行動のあり方について、全般的な共通事項などを指針で定めておるところでございます。

その中でも、基本的な項目の一つとして、知的財産権への対応について記載をするほか、各所属においても、年3回実施しておりますコンプライアンスミーティングに活用する題材にも著作権侵害に関する事例を提供するなど、コンプライアンスの日常化にも努めているところでございます。

今後もこうした取組を継続して実施することによりまして、知的財産権への対応も含めて、コンプライアンスを常に意識した業務推進とすることを県庁の組織文化、風土として定着させていきたいというふうに考えております。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。

非常に重要な問題かなというふうに思いますので、全県職員でしっかりと

御認識をいただきたいなというふうに思います。

これで全て質問が終了いたしました。今日は知事に大変聞きにくい、答えにくいような質問もさせていただきました。嫌な顔せずに答弁いただいたことに感謝を申し上げたいなというふうに思いますし、これからも引き続き県政発展のために御尽力いただきたいというふうに思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

これで終結いたします。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 16番 木津直樹議員。

〔16番 木津直樹議員登壇・拍手〕

○16番（木津直樹） 皆さん、おはようございます。

俳聖松尾芭蕉翁生誕の地、そして忍びの里伊賀市選出、自民党、木津直樹でございます。どうぞよろしく願いいたします。

さて、私はいつも地元の伊賀くみひものネクタイを着用していますが、先日、共産党の山本里香議員に、素敵ですねと言うて褒められました。私どもが共産党さんに褒められることはめったにはないんですけれども、一般質問でも褒められるよう頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

今回の質問は、選挙について、そして三重県の主産業であります製造業や農業の労働力について、若者に主眼を置いた質問をさせていただきます。

それでは、通告書に従いまして順次、質問に入ります。

まずは、選挙について、若者の投票率向上の取組について質問します。近年、投票率の低下は全国的なものでありますが、平成27年に公職選挙法が改正され、平成28年夏の参議院議員選挙から選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられました。県選挙管理委員会をはじめ、市町の選挙管理委員会でも投票率向上に取り組まれているところではありますが、最近行われました国政選挙や地方選挙の結果を見ても、なかなか成果が上がっているようには思われません。

そして、いよいよ来年は統一地方選挙の年となります。三重県知事、三重

県議会議員選挙が執行されます。私たちにとりましては、オリンピックやないですけれども、4年に1回の戦いの年となります。来年の統一地方選挙から新たに県議会議員選挙にも選挙ビラが活用できるようになります。ぜひとも三重県の投票率を向上させたいという思いから、先々週、自民党会派の水谷議員、中森議員、青木議員とともに、総務省と静岡県選挙管理委員会へ調査に行っていました。

(パネルを示す) パネルをごらんください。三重県のデータがあれば一番いいのですが、国政選挙の投票率を参考にさせていただきました。上が衆議院議員総選挙、下が参議院議員通常選挙となっております。昨年の衆議院議員選挙、全国投票率で53.68%、三重県では57.09%。ちなみに三重県の投票率は全国で12番目となっております。下が平成28年の参議院議員選挙。この選挙から選挙権が18歳へ引き下げられましたが、54.70%。三重県では59.59%でございました。

また、国政選挙はいろんな時代背景で投票率が変わりますが、上の衆議院議員選挙のこの辺の一番高いところは69.28%、平成21年の選挙でございまして、これは政権交代があった選挙でございました。そして、下の極端に低い投票率44.52%は、平成7年、阪神・淡路大震災と地下鉄サリン事件の年で、村山内閣の年でございました。

(パネルを示す) そして、国政選挙における年代別投票率は、選挙権が18歳に引き下げられた最初の選挙となった平成28年の参議院議員選挙では、10歳代が46.78%、20歳代が35.60%、30歳代が44.24%となっております。改めて、こうしてグラフを見てみますと、若年層の投票率の低いこと、特に20歳代の投票率の低さがわかっていただけたと思います。

(パネルを示す) そして、今度は昨年10月の衆議院総選挙、まだ記憶に新しい台風第21号が襲来したときの選挙でしたが、10歳代の投票率が44.49%、20歳代の投票率が33.85%。極端に低いです。30歳代が44.75%となっております。

このような若年層の投票率は、いずれの選挙でも他の年代と比べて低い水

準にとどまっていることから、特に若者への選挙啓発や主権者教育など投票率の向上に取り組むとともに、関係機関と連携を図っていく必要があると思います。

3年前の統一地方選、三重県議会議員選挙の投票率が全体で49.60%でしたから、そのときの20歳代、30歳代の投票率もかなり低かったと予想されます。三重県では県民力や幸福実感度を上げる施策に取り組んでいますが、三重県の若者が選挙を通して県政に関心を持って感じる幸福実感と、政治に関心なく感じる幸福実感では、実感度の深さというか質に差があると思います。

そういったことから、ぜひこれからの三重県を担う若者の政治参加、とりわけ選挙の投票率の向上を進めなければなりません。

そこで、選挙管理委員会の見解、今後の取組をお伺いいたします。よろしくをお願いします。

〔高木久代選挙管理委員会委員長登壇〕

○選挙管理委員会委員長（高木久代） 若者の投票率向上の取組について御答弁申し上げます。

県選挙管理委員会では、若者の投票率向上のための啓発を平常時、選挙時のそれぞれで行っております。

まず、選挙時以外に行う常時啓発は、選挙の意義等を周知し、主権者として必要な政治、選挙に関する知識を深め、関心を持っていただくことを目的としております。県選挙管理委員会では、学校と協力した啓発を重視しており、例えば、高等学校での出前授業による学習支援や、小中学校において、選挙で使用する投票箱等を用いて、実際の選挙に近い雰囲気児童会、生徒会選挙を行うなどの取組を進めております。

また、若者と連携した啓発におきましては、大学生等にライトスタッフとして啓発活動の企画、運営に参加していただき、大学祭における模擬投票等の啓発活動や、大学、高等学校と連携した若者向けの啓発イベントを行っております。

また、御紹介いただきました遠隔地での不在者投票につきましては、これ

らの常時啓発の事業を通じて、制度や手続の周知をより一層進めていきたいと考えております。

一方、選挙時啓発は、選挙期間中に有権者に投票参加を呼びかけることを目的としております。若者に対しては、例えば、ラジオ番組や地元情報誌などのメディアを用いた啓発、ツイッターを使った情報発信、また、駅や大型商業施設、大学等、若者が集まる場所での街頭啓発等も行っております。この際に使用する啓発物品につきましても、先ほどのライトスタッフの提案をもとにして作成するなど、若者の目線に合った取組などを進めております。

今後も、各市町選挙管理委員会との連携を密にし、一人でも多くの方に選挙に関心をもっていただき、一票を投じていただけるよう、若者の啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） 一定の答弁をいただきました。

静岡県選挙管理委員会でお話を伺いました。三重県と同じく啓発活動、また出前講座や若者を通じた、選挙パートナーといって高校1年生から社会人まで16人のメンバーが月1回集まって投票率を上げる活動をしております。

その中で、大変興味深い話を聞きました。18歳のときは高校3年生ということで、学校で主権者教育や選挙の啓発も行われている。また、ほとんどが家から通っているので、親にも選挙に行くように言われているので、当然、投票に行きますが、高校を卒業し、20歳代になると投票率が一気に下がるそうでございます。

その理由として、静岡県の昨年の高校卒業生は3万2824名、そのうち53%が大学に進学するそうです。首都圏に近いこともあり、進学のうち72%が県外の大学に行きます。そのとき、住民票を地元に残したまま県外に引っ越しするので、20歳代の投票率が下がるということを聞きました。

その対策として、（パンフレットを示す）例えばこれは三重県でもあると思うんですけども、総務省が出してる不在者投票の手続というパンフレット

があります。静岡県では、このパンフレットに加えて、明日は県立高校の卒業式ですけれども、卒業生の皆様ということで、プラスアルファ、（パンフレットを示す）こういう新有権者の皆様へというパンフレットをつけて配っております。

このパンフレットを説明しますと、例えばQ&Aが載ってまして、住民票を移すと地元の成人式に参加できなくなるのではないですかとか、不在者投票を行うにはどうしたらいいですかということも書かれております。不在者投票請求書の書き方も丁寧にこういうふうに記されておるわけです。そしてまた、最後に平成30年の静岡県内で行われる選挙の日程まで書いてあるという本当にきめ細かい啓発活動がされているということでございます。

このように、若者の立場で考え、動向など検討しながら投票率向上に取り組んでいますので、ぜひ三重県におかれましても、積極的なお取組をお願い致します。

次の2番、投票環境の向上について質問させていただきます。

投票環境ですが、地域の投票所の設置等につきましては、市町の選挙管理委員会の所管事項でございますので、県全体で投票環境の向上に取り組むという観点から御理解いただければと思います。

国政選挙、地方選挙を通じ投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは、大事なことであります。

投票環境における制約から有権者に有効な投票機会を提供できない側面があるのであれば、公正確保に留意しつつ、少なくともそのような制約についてはできるだけ解消、改善し、有権者一人ひとりに着目した、さらなる投票機会の創出や利便性の向上に努めていくべきであります。

高齢化社会が進行する中、投票環境の観点から見ると、在宅高齢者の中には、投票の意思があるにもかかわらず歩行が困難なため投票所に行くことができない方や、同居家族等の支援がなくては投票所に行けない方がいると考えられます。

このような高齢者に対する投票環境の向上は、今後さらに高齢者が増加し、在宅での介護を受ける方も増加することから重要な課題であります。

もう一度3番のパネルを見ていただきますけれども。（パネルを示す）このパネルですけれども、年代別投票率ですけれど、一番高いのが60歳代でございまして、70歳を超えると当然ながらぐっと10%ほど投票率が下がるということで、今申し上げましたように、例えば選挙に行きたくても行けない状況の方がおるといことも御理解いただけるかなと思います。

平成28年の参議院議員選挙で投票所への巡回バス、無料タクシーなど、移動支援を行った自治体は215団体であり、期日前投票を車で移動して行う移動投票所を設置した自治体もありました。静岡県では伊豆の国市で実施をいたしました。

（パネルを示す）これが移動投票所の車でございます。公職選挙法にのっとりましての投票所になりますので、あらかじめ日時と場所を告示し、期日前投票で地域を回るということになっております。

（パネルを示す）そして、この中がこのようになってございまして、車の中に投票箱があって、そこで投票するということになっております。

例えば、この移動投票所の車ですけれども、今、障がい者差別解消条例策定調査特別委員会でも議論をしておりますが、これですと小規模な障がい者施設を回ることも可能となります。車による移動投票所は投票所の統廃合とセットで行っているところが多いですけれども、高齢化率の高い地域や僻地など、きめ細かく行けるメリットがあります。

先ほど申しましたように、投票所の設置は市町の選挙管理委員会の所管ですけれども、投票環境の向上について県の選挙管理委員会の所見を伺います。

〔高木久代選挙管理委員会委員長登壇〕

○選挙管理委員会委員長（高木久代） 投票環境向上の取組について御答弁申し上げます。

高齢者や障がい者など、投票所での投票が困難な方の投票機会の確保は、高齢化の進展や人口減少による投票区の再編などにより、近年特に重要な課

題となっております。このような課題に対し、公職選挙法においては、病院や入所施設における不在者投票や郵便等投票という制度が設けられており、活用が進んでいます。加えて、各市町の選挙管理委員会では、投票所への移動支援や期日前投票所の柔軟な設置などの独自の取組により、投票環境の向上に努めているところでございます。

投票所への移動支援といたしましては、投票区の再編により投票所まで遠くなった地区等に居住し、自動車を運転できないなど移動手段を持たない選挙人のために、市町選挙管理委員会が公用車により投票所への送迎を行っている事例がございます。昨年行われた衆議院議員総選挙におきましては、県内では大台町、大紀町及び紀北町で実施されました。

期日前投票所の柔軟な設置といたしましては、従来の市町の支所などに加え、地区の公民館や集会所など、選挙人の居住区により近い場所に数時間単位で期日前投票所を設置する方法があり、昨年行われた衆議院議員総選挙におきましては、県内では熊野市で実施されました。

また、移動期日前投票所は、投票箱や投票記載台をワゴン車に載せて各地区を巡回し、期日前投票所として告示した公民館などにおいて駐車したワゴン車内で投票するもので、時間単位での期日前投票所の設置を容易にする新たな取組として注目されております。

県選挙管理委員会では、投票環境向上に向け、各市町の選挙管理委員会において、地域の実情に即した形で、投票所への移動支援や期日前投票所の柔軟な設置などの取組が進められるよう、他府県の事例の情報提供などの支援を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） ありがとうございます。

共通投票所の公正の担保もお願いしていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

静岡県で話を聞いた中で、静岡県も昨年6月に知事選挙があったというこ

とで、現職の知事が、投票率が50%を超えなければ当選しても辞任しますと大見得を切って選挙をされて見事当選されて、残念ながら投票率が49.49%で、当選のときの記者会見で、いつ辞任されますかと責められたらしいですけども。

鈴木知事にお伺いします。若者の投票率が下がってる、投票率向上について、知事の思いがあればお伝え願いたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 若者の投票率が低迷しているということについては、未来の日本を担う若者たちが、そういう政治参加が進んでいないということで、極めて残念な状況だというふうに思います。

今、選挙管理委員会からありましたような啓発、あるいは主権者教育、投票環境の向上、こういうこともしっかりやっていくということも大事ですし、あわせて私たち政治家自身が、政策論争を活発化させたり、あるいは若者との対話の機会を増やしたり、あるいは若者がよく活用するような媒体での積極的な情報発信をすとか、若者に政治的な関心を持っていただけるような、そんな行動も我々政治家自身としても大切なのかなというふうに思います。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） ありがとうございます。

次の質問に入ります。現在、日本は少子高齢化が進み、人口は2018年1月1日現在1億2659万人。これは1年間で23万人減少しております。このまま推移すると、2050年には人口1億人を割り込むと推計されております。

三重県の状況は、三重県人口ビジョンによると、全国よりも早い2007年にピークを迎え、あとは減少に転じており、平成27年の国勢調査では約180万人、このまま推移すると2060年には約120万人まで落ち込むとされております。

そして、生産年齢人口は、三重県において戦後から1990年代半ばまで増加してはりましたが、2000年を機に現在まで減少が続いております。こちらも2040年には80万人まで落ち込むとなっております。

こうした人口減少がもたらす影響として、例えば経済の供給面では、生産

年齢人口の減少に伴う労働力不足や地域活動の担い手不足、人材確保の地域間競争の拡大、経済の低迷などが懸念されます。

現在、日本は安倍内閣の経済政策、アベノミクスの効果が出始め、いざなぎ景気を抜いて戦後２番目の好景気となっております。そして、雇用情勢、完全失業率や有効求人倍率は顕著に改善してきているところです。

平成29年12月の三重県内の有効求人倍率は1.67倍で、県内の雇用情勢は着実に改善が進んでおり、正社員有効求人倍率も1.17倍で、全国の1.15倍を上回る状況となっております。

しかし一方で、先ほどの少子高齢化や若者、子育て世代の転出超過が続き、県内の中小企業等を中心に労働力不足が深刻化しております。地域の産業を支える人材の確保が急務となっております。

そこで質問ですが、県内企業の労働力不足の解消に向け、今後どのように取り組んでいこうとしているのかお伺いします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 県内企業の労働力不足の解消に向けて今後どのように取り組んでいくのかについて御答弁申し上げます。

今、議員からもおっしゃっていただきましたように、労働力不足が深刻化しているというふうには認識をしております。本県では、労働力不足の解消に向けまして、人材の確保、育成、働き方改革、生産性向上などに取り組んでいるところでございます。

中小企業、小規模企業等の人材確保、育成に関しましては、企業向けに専門家の派遣や人材確保セミナーを開催する一方、求職者向けに対しましては、キャリアアップ研修、座学と企業実習を組み合わせた研修、企業とのマッチングイベントなどを実施しているところでございます。

特に若者の人材確保につきましては、大学新卒者側の売り手市場となっております。大手企業志向も強いことから、就職活動時には県内中小企業の情報が届きにくくなっております。このため、学生が早い段階で就業体験を通して県内企業の情報を知ることができるよう、インターンシップ促進の取

組を強化してまいります。

平成30年度は、これまでの短期、中期、長期の3種類のインターンシップの取組に加えまして、より多くの参加者が様々な就業体験ができるよう、新たにプロジェクト別インターンシップの取組を計画しているほか、関係機関、団体で構成する三重U・Iインターンシップ推進協議会におきまして、産学官連携による支援体制づくりを検討する予定でございます。

主に若者に対してワンストップで就労を支援するおしごと広場みえでは、労働局と連携して企業の人材確保につながる取組を進めてまいります。

県外からの就職促進については、就職支援協定締結大学等と連携をいたしまして、県内の就職活動の状況や県内企業の情報等を提供するほか、都市部におけるU・Iターン就職セミナーの開催や就職支援アドバイザーによる就職相談などを行ってまいります。

また、県内学生全員を対象にしました調査の結果では、就職で重視する条件の第1位が働きやすさとなっております。県内企業の人材確保や定着に関しては、企業のワーク・ライフ・バランスの促進など、働き方改革が効果的であると考えまして、全国に先駆けて企業の支援に取り組んでいるところでございます。

これまで支援を受けた企業が自発的に企業同士の情報交換会や経営者間の勉強会を開催するなど、民間主体の取組につながっておりまして、全国からも注目を集めているところです。

平成30年度は、働き方改革の第2ステージとして、企業の自発的な取組をさらに拡散させるため、労働力不足が深刻な業種などを対象に普及啓発を図るほか、働き方改革に取り組む県内企業が若者にPRすることでU・Iターン就職につなげていけるよう、積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

そのほか、県内企業が限られた人員で事業を継続できるよう、商工団体の経営指導員などと連携をいたしまして、三重県版経営向上計画の作成支援や認定後のフォローアップを通じまして、課題解決のための専門家派遣や低利

融資などを実施し、従業員一人当たりの労働生産性の向上を図ります。

今後とも若者はもとより、女性や障がい者などの誰もが能力を発揮し、生き生きと働くことができるよう、国や関係機関等の制度も活用しながら、地域経済の活性化を支える労働力の確保に努めていきたいというふうに考えてございます。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） ありがとうございます。

コンビニを何店か経営しているオーナーの方に聞きました。結構今までは学生のアルバイトが多く集まってきたらしいですけども、今ではなかなかアルバイトも集まらないということで、コンビニ自体も飽和状態でございますけれども、人材不足が深刻であるということをお聞かせいただきました。ぜひとも企業の労働力不足の解消に向けしっかり取り組んでいただきますことをお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。伊賀米を対象にした農業のスマート化等についてでございます。

定番の伊賀米のPRからさせていただきます。皆さん御承知のとおり、伊賀米コシヒカリは、味、香り、粘りの三拍子そろった、冷めてもおいしいと評判があるお米でございます。おにぎりをはじめ、お弁当にも最適と言われており、当然、我が家は、年中欠かすことなく伊賀米を食べております。

その品質は、全国食味ランキングで最高評価の特Aを連続で獲得した実績からも、揺るぎないものと確信しているところでございます。また、伊賀地域は、稲作に欠かせない土、水、気候の全てで好条件がそろっており、稲作の最適地と言われております。

しかしながら、こうした伊賀米の農作物に関しても、次代を担う若者の確保、労働力不足という点では、ほかの産業と同じく大きな課題を抱えております。

国や県の調査によりますと、農業には、自然の中、自分のペースで働くことができる、育てて売るという一連の楽しみが味わえる、目で見て成果を実

感できるなど都会の会社勤めにはない魅力があり、三重県においても、ここ数年、130人程度が新たに就業していると伺っております。私自身、県内の新規参入者が130人程度と聞いたときには、意外に多いなと感じたところでございます。

一方で、農業には、きつい労働環境、忙しい時期と暇な時期、いわゆる繁閑の差が大きい、天候等の影響を受けやすい、技術の習得に相当の期間を要するなど、マイナスイメージがついて回り、多くの若者が自ら進んで農業を希望する人気の職種ということにはまだほど遠い状況にあると感じております。

また、平成27年の国勢調査によりますと、県内の農業就業者はおおよそ2万4000人となっており、年々減少しております。特に60歳以上の就業者の割合が7割と高い値で推移しており、世代交代がなかなか進んでいない状況にあります。

(パネルを示す) このパネルでございますけれども、右のグラフは新規就業者の推移でございます。ここ数年、130人程度が新規就業していることを表しています。また、平成28年は79.7%、約8割が法人等へ就業しているのがわかります。個人農業者より一定の保障がある会社、法人の従業員農業者が多いということになります。

また、左のグラフは農業就業者の推移です。60歳以上の農業の就業者が70%を占めています。高齢化になっていることがわかります。そして就業者数ですが、平成17年の約3万4000人から平成27年までの10年間で約1万人減少していることがわかります。

地域で私の同級生などとお話をしていますと、もう息子は農家はしやんのやということで、我々の時代で農家が終わるという声がほとんどであります。

また、実際の所得や経営状況等を正確に反映したものではありませんが、一般的に農林水産業の労働生産性は他産業に比べて低いと聞いております。こうした中、県内の新規就業者の多くが法人等への就職を選択するなど、賃金・労働時間等の安定を第一に求める若者等の割合は、年々増加傾向にある

と伺っているところです。

今後さらに新規就業の拡大を図っていくためには、働く場としての農業の魅力がさらに増していかなければならないのではないかと考えているところでございます。

そこで質問いたします。農林水産部では、平成30年度に次代へつなぐ持続可能な三重の農業を目指し、伊賀米や伊勢茶における匠の技の見える化などに取り組み、農業のスマート化を推進するとのことですが、狙いと具体的な取組についてお聞きをいたします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、農業のスマート化の促進についてということで御答弁申し上げます。

近年、農業の分野におきましても、ロボット技術やICT等の先端技術を活用することにより、生産の安定化や品質の向上、省力化や自動化、また、きつい作業からの解放などを実現いたしますスマート農業に注目が集まっております。

また、スマート農業は、様々な業種で労働力不足が指摘され、農業におきましても、高齢化や担い手不足が進む中、農業のマイナスイメージを払拭し、若者等が働きたいと感じられる魅力ある農業を実現するための推進力になるものというふうに考えております。

このため、県では、農業就業者の働き方改革を進める取組の一つとして、経験の浅い人でも取り組みやすく、生産性の高い農業の実現を目指す農業のスマート化促進事業を実施いたしまして、農業関係団体、農機メーカー等民間企業、また、大学や研究機関等の参画のもと、米やお茶、畜産を中心に研修会の開催や技術の実演などを通じまして、県内におけるスマート農業への取組機運の醸成や技術導入の促進などに取り組んでいくこととしております。

特に、全国的にも良食味米、食べておいしい米ということで評価が高い伊賀米と、全国3位の産地で生産履歴トレーサビリティシステムの導入が進みます伊勢茶につきましては、農業のスマート化を加速するためのリーディン

プロジェクトということで、県農業研究所が中心となりまして、生産者や農協等関係者の皆さんの協力を得て、熟練農業者の技術の見える化を進めてまいりたいというふうに考えております。

具体的には、収穫量や品質に大きく影響する水管理、施肥などの重要な農作業を、気温や日照等の環境条件に合わせて、熟練農業者がどのように実施したか等を着眼点に、センサーやICT等を活用しながら、重要な農作業に係る作業内容の記録データや気象や水位等の環境条件データ、また、収穫物の品質や栄養成分等の分析データなどについて、実証農場を設定して収集いたしましたして、農場ごとに解析を行い、熟練作業のマニュアル化を図ります。

加えて、伊賀米のほうでは、ドローンで撮影した画像を使いまして生育診断を行う新技術の実証に取り組むとともに、伊勢茶におきましては、収集したデータを、お茶の品質を左右する成分の調整技術の開発に生かしていきたいというふうに考えております。

こうした取組を通しまして、経験や勘に基づく熟練農業者の技を見える化していくとともに、産学官の様々な機関が連携してスマート農業の普及を図っていくことにより、農業の労働環境改善や技術習得の円滑化、生産性の向上など、若者等の働く場として農業の魅力向上につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） ありがとうございます。

良質米の伊賀米をはじめ、生産量全国第3位を誇る伊勢茶の新たなチャレンジについて御答弁をいただきました。熟練生産者の栽培技術や生産データをしっかりと蓄積、解析していただき、匠の技を生産地全体で活用するとともに、新規就農者の課題解決につながりますよう、よろしく願いをいたします。

次に、園芸作物に関する取組についてお聞きしたいと思います。

三重県は、温暖な気候、多様な地形、四季の変化に富んだ自然環境に恵ま

れており、近年は若者を中心に多彩な農業が展開されていると伺っております。初めて農業にチャレンジする人であっても、ブドウやトマト、イチゴなど自分に合った作物を見つけて、就農して定着している人もいると聞いております。

そこで質問いたします。県では園芸作物について、ICTを活用した高度な環境制御を行うなど、生産性向上に資する取組等が行われているということでございますけれども、その内容等についてお聞きをいたしたいと思いません。

○農林水産部長（岡村昌和） 園芸作物についてということでございます。

園芸作物につきましては、ICT等を活用いたしまして高度な環境制御を行う生産性の高い栽培施設の導入が全国各地で進んでおります。

県におきましても、平成23年度から県農業研究所に整備いたしました太陽光利用型の植物工場を活用いたしまして、トマトとイチゴについて、温度や湿度、またCO₂などの環境制御技術と養液栽培技術を組み合わせ、生産性を飛躍的に向上させるための技術開発に取り組むとともに、得られた成果を研修会などを通じまして、生産者への技術移転に取り組んできているというところでございます。

こうした取組などもございまして、トマトやイチゴを中心とした大規模経営の新たな立地が進みますとともに、県内のトマト産地をはじめ、葉物野菜、また花などの各園芸産地におきましても、高度な環境制御技術の導入が進んできているというところでございます。

さらに、こうした技術の導入を加速するために、平成29年4月に、県も参画し産学官で構成いたします、みえ次世代施設園芸コンソーシアムというものを設立いたしました。このコンソーシアムでは、環境制御技術の実証に加えまして、大規模施設での経営管理に必要な技術開発や人材育成に取り組むことというふうにしております。

具体的には、ロボットを活用した管理作業の省力化技術の実証でありますとか、また、ICTを活用した雇用管理システムの開発というふうなことを

進めておりました、OJTによりまして技術移転や経営実践を通じまして、先進技術のノウハウやマネジメント能力を持った人材の育成に取り組んでいきたいというふうに考えております。

今後とも、これらの取組を着実に進める中で、収益性の高い経営体を育成するとともに、園芸産地の競争力強化や活力向上につなげてまいりたいというふうに考えております。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） ありがとうございます。

園芸作物については、若者の新規参入が大変多いということで、大いに期待するところでございますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたしたいと思えます。

それでは、次の伊賀地域の道路交通網と鉄道の整備についてを質問いたします。

今月の25日、国道422号の三田坂バイパスが完成し、知事も来ていただきまして盛大なセレモニーと、ドローンやグーグルを活用した事業発表がありました。平成8年からの事業ですので、22年目の悲願達成となり、地元では本当に喜びでいっぱいございました。

国道422号は滋賀県と三重県を結ぶ道路ですので、今後は三重県にとっても物流の効率化や地域間交流など大いに期待するところでございます。平成30年度には新名神高速道路亀山―四日市が開通の予定ですが、次の道路整備はといいますと、南北軸で絶大なるストック効果がある名神名阪連絡道路であると思えます。

（パネルを示す）名神名阪連絡道路は、名阪国道上柘植インターチェンジから新名神高速道路土山インターチェンジを通過いたしまして、名神蒲生スマートインターチェンジを結ぶ延長30キロメートルの地域高規格道路でございます。そしてまた、国道8号、さらには国道165号まで延長しますと53キロメートルの区間となります。

経済発展をはじめ、災害時の迂回路にも対応できるなど、三重県にとって

も大変有利な道路計画と考えますが、進捗状況と今後の見通しについてお問い合わせをいたします。

〔水谷優兆 県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、名神名阪連絡道路の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

名神名阪連絡道路は、議員から先ほどスライドでお示しをいただいたように、滋賀県東近江市内の名神高速道路から新名神高速道路を経て伊賀市内の名阪国道を結ぶ延長30キロメートルの地域高規格道路です。現在、全線が調査区間に位置づけられております。整備に向けての次の段階は、起終点の概ねの位置等を500メートルから1キロ程度の幅で示すルート帯の設定となります。

この段階に進むには様々な調査が必要となることから、現在、国及び滋賀県、三重県で担当者会議を設置しております。この担当者会議では、現状の道路ネットワークにおける名神名阪連絡道路の必要性や事業効果について調査を行っております。

三重県では、今年度、複数の企業に対しヒアリング調査を行い、必要性や期待される効果の把握を行いました。

また、沿線市町と民間団体により名神名阪連絡道路整備促進期成同盟会が結成されております。この同盟会では、具体的な地域の期待の声や、期待されるストック効果などを地域住民や民間企業の方々が直接国に届ける活動を行っていただいております。昨年度の伊賀市に引き続き、本年7月には滋賀県甲賀市でシンポジウムを開催する予定となっております。

以上でございます。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○**16番（木津直樹）** この名神名阪連絡道路につきましても、粘り強く取り組んでいただきたいと思います。

そして、道路交通網と同時に鉄道の整備も地域の発展に欠かせません。先日、代表質問で前野団長がリニア構想を質問していただきました。

(パネルを示す) このパネルは使わなかったもので再利用で借りてまいりました。このパネルは亀山駅が中心となっておりますが、関西本線と草津線の接続駅であります柘植駅は、三重県で最初に開業した駅であります。草津線は既に電化され、三重県、滋賀県、京都府、大阪府を結ぶ路線でございます。そしてまた、関西本線は、三重県、奈良県、大阪府を結ぶ路線でありまして、関西圏と連携を深める三重県にとりましても、戦略的な鉄道網であると考えます。三重県リニア駅構想とあわせて、関西本線の電化促進にも取り組んでいただきたいと思います。

地域連携部の所見をお伺いいたします。

〔鈴木伸幸地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（鈴木伸幸）** それでは、関西本線の電化促進に向けました取組について御答弁をさせていただきます。

関西本線は、地域住民の通学や通勤になくてはならない重要な交通手段であるというふうに認識をしております。この地域にとって大切な関西本線を守り育てるため、県では沿線の自治体と関西本線複線電化促進連盟を組織いたしますとともに、伊賀地域の経済団体等によります J R 関西本線利用促進と電化を進める会などと連携をいたしまして、複線電化をはじめとします関西本線の機能強化ですとか利便性の向上を、長きにわたります J R 東海、J R 西日本に働きかけてきたところでございます。

しかしながら、関西本線の利用者は沿線の人口減少や高齢化等の影響から年々減少してきておりまして、加茂－亀山間の現在の利用者数は10年前の利用者数と比較しますと約75%ということで厳しい状況になっておるといことでございます。

そのため、複線電化などの目標は維持し、J R 東海、J R 西日本への要望は継続しつつも、厳しい利用状況を踏まえまして、現在の運行本数の維持を図ることを喫緊の課題と位置づけ、利用促進を中心とした活動を進めてまいります。

特に今後の取組の方向性といたしましては、沿線自治体が J R 東海、J R

西日本と連携をして、観光客の誘致ですとかイベント開催等によります駅周辺のにぎわいの創出などの利用促進に取り組むこととしており、先般も現状や今後の方針等につきまして、JR東海、JR西日本と意見交換をし、お互いの連携強化につきまして確認をしたところでございます。

今後もこのような取組を重ねながら、リニア中央新幹線が全線開業いたします将来を見据え、関西本線の活性化につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） ありがとうございます。

関西本線の電化につきましては、本当に伊賀地域選出の県議会議員が古くからずっと訴えておりました。そしてまた、我々の時代になりまして、リニアの駅構想があったということで、ぜひとも電化促進を加速させていただきたいと思います。

もう一度見せていいですか。ちょっとしつこいようですけど。

（パネルを示す）柘植駅が関西圏と中部圏の真ん中にあるということだけ御理解いただければ。また今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

そして、道路の維持管理につきまして質問に入ります。これは伊賀だけではなく、今年度は警察予算で大規模な横断歩道の塗り直しなどを行っていただきましたが、平成30年度、県土整備部では区画線の補修を重点で行うと聞いています。三重県全体でどのぐらいの規模の事業になるのか教えていただけますか。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水谷優兆） それでは、平成30年度の道路の区画線の引き直しについてお答えをさせていただきます。

県管理道路における区画線の引き直しは、通学路交通安全プログラムの策定やそのPDCAサイクルの実施に伴い、区画線の引き直しを含む交通安全施設への対策について、地域からの要望も強くなってきております。

このため、実施箇所の選定方法は、地域の方にもわかりやすい基準として

いく必要があると考えております。

そこで、区画線の引き直し実施予定箇所の選定方法の見直しを行っているところでございます。この見直し案に基づき、平成30年度の実施予定箇所のシミュレーションを行いました。

その結果、延長では、緊急性や重要性の高い通学路交通安全プログラムの要対策箇所と事故多発箇所で約100キロメートル、その他の経年劣化により平成30年度中に引き直しを要する箇所は約200キロメートルであると推計しております。

この結果を踏まえ、平成30年度には約300キロメートルの区画線引き直しを実施したいと考えております。これは例年の1.5倍の施工量となります。このことから、平成30年度は起債の充当方法を工夫するなどして予算の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） 区画線の引き直しについては本当に要望が多い案件でございますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の質問ですが、関西圏営業戦略の今後の展開についてです。

関西事務所では、県人会との連携もいただいて、頑張っておられるということでございます。そしてまた、来年大阪でG20 が開催されるとのニュースがありました。これは三重県にとりましても大変明るいニュースであるかと思ひます。また、大阪万博 2025 が実現されますと、さらにインバウンドなど三重県の観光産業にとっても大きなチャンス到来ではないでしょうか。

将来を見据え、今後どのように関西圏での営業を行っていくか、今後の予定をお示しください。お願ひします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 関西圏での営業戦略について、御答弁を申し上げます。

関西圏に近接をいたします三重県にとって、関西圏は、三重の魅力を発信

し、三重の認知度を高めていく上で、今後さらに営業活動を強化していくべき重点地域であると考えております。先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、今後も、大阪でのG20の開催、さらに万博誘致活動の本格化などは、三重県を含めた関西圏の魅力が国内外で発信される好機であるというふうに思っております。

そのため、昨年10月に改定をいたしました関西圏営業戦略では、情報発信の強化、観光誘客、食の販路拡大の三つの柱による営業活動と、これらの柱を支える多様なネットワークの充実、強化に、市町、団体それから事業者との連携、マスメディアや県人会とのネットワークを活用しながら、強力に取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） 今後は関西と関係が深い伊賀市、そしてまた名張市と連携しながら、営業展開をしていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（舟橋裕幸） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（水谷 隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（水谷 隆） 県政に対する質問を継続いたします。33番 奥野英介議員。

[33番 奥野英介議員登壇・拍手]

○33番（奥野英介） 鷹山の奥野です。私の質問でこんなに傍聴来たの初めてなんですけど。私とこじゃないです。はい。それじゃ、頑張ります。

それでは、もう早速、今回は項目が五つでたくさんありますので、真剣に60分、だけど今、非常にお昼食べて眠い時間なんですけど、目は開けていただいて頭は寝とっでもうて結構ですので、1時間おつき合いを願いたいと思います。

それでは、早速ですが、質問に入ります。

まず、平成30年度予算と厳しい財政運営についてでございます。

平成30年度の県政の展開方向を提案説明され、幸福実感日本一の三重の実現に向けて思いが述べられました。県民の皆様の明日への不安を取り除き、暮らしや経済がよくなっていくと実感ができるように、また将来世代を含め、皆さんが夢や希望の実現に向けて前へ進んでいけるように、厳しい財政状況の中であっても、任期最後の1年、三重県の未来を切り開く取組をされるということです。知事の提案説明は、ある程度想像ができました。

気になるのは、知事自身が厳しい財政に少しなれたというんか、大分なれたというんか、緊張感が少なくなっているのかな、金のないのになれてしまうというのもやっぱりちょっといかがかなもんかなと思います。なぜなら、平成29年、30年と許容範囲すれすれの歳入財源確保の手法と事業の継続性に少し欠ける点です。

昨年も申し上げましたが、鈴木知事がこの厳しい財政にしたのではなく、20年、30年前の負の遺産、公債費残高が現在のこの状況をつくったのではないかと知事は思っているかもしれませんが、いや、思っていないと思いますけど、私はそういう20年、30年の県財政の運営に少し甘さがあったんじゃないか、見通しが甘かったんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

特に負の遺産の最大の例は、RDF事業などが顕著な例ではないかと思えます。県政の継続性の中で、ある時期、かじ取りに危機管理不足があったのではないかと思われれます。知事になられたとき、これは大変な状況だと気づ

かれたはずで、そんな中で夢のある三重県をと思われる予算編成に取り組まれたはずで、

私は決して三重県の財政は悪くないと思っております。なぜなら1兆数千億円の公債費残高から臨時財政対策債の5000億円ないし6000億円を差し引くと8000億円から9000億円の公債費残高で、臨時財政対策債は、これは国の借金です。県の借金ではありません。もともと平成12年に臨時財政対策債ができたときに、地方交付税をカットして臨時財政対策債とセットで国のほうがそういうルールというか上から目線でやられたわけですので、この臨時財政対策債の5000億円、6000億円はもう国に任せて、県は余り気にせずやってもいいんじゃないかなと、そんなふうに思います。

例年どおり歳入もあり、歳出の固定的な経費、医療、福祉が想定以上に財政を圧迫しているゆえに厳しい予算編成となっています。平成33年ごろには公債費のピークが過ぎ、苦しいのはここ数年だと思われ、財政健全化の中で県債の発行を中期財政見通しで示した発行額582億円の範囲内での78億円減の530億円と抑制されたのは理由があると思われ、県債を発行してもう少し、なかなかこの県債を発行するというのは難しいんですけど、もう少しかゆいところに手が届く予算編成が可能ではなかったかと思われ、

総人件費の抑制の中で、時間外手当については昨年も質問しましたが、努力はしております。目標値を超え努力はされております。また、経常収支におきましては100%内外で少しずつ改善されようとしていますが、やはり経常収支比率は本来は80%から90%がこれまで十数年前は妥当な数字だったんですが、今はもう90%以上が通常の形になっておりますが、やはり経常収支比率も90%前半まで抑えて、県民サービスの向上と、そしてインフラなどへの投資が可能になる夢のある県政とならねばならないと思っております。

県債発行と財政健全化には相反するところがあると思われ、行政のプロとして実のある予算が組まれていることを期待していました。

そこで、財源不足の対応についてでございます。

平成30年度当初予算の編成過程においては、引き続き厳しい財政状況の中、

歳入確保の検討や事業の選択と集中を行ったと思われませんが、それでもなお財源不足額を解消することができなかったということだと思います。そのような中において、県債管理基金への積み立ての見送りと企業庁からの借入金の返済期間の変更といった二つの財源不足対策を実施することで、県民サービスの低下を回避しながら必要な事業を確保するという、これもありがたき知恵であったかなと思います。県民サービスの維持を大義としたテクニックは、先々のことを考えると非常に懸念いたします。

二つ質問します。

県債管理基金への積み立ては、満期で一括して償還する県債について、償還する際に困らないように必要な財源を確保しておくためのものだと思います。こうした目的で積み立てている60億円を見送るということですから、将来、県債を償還する際に幾らか影響が出ないのか。また、他の基金とは目的の異なるこの基金の流用は、行政の守るべきところを守らなくてもよい例となるのではないのか。

二つ目です。企業庁からの借入金の返済期間の変更については、返済の時期が遅れることによる影響について、しっかり検討していただいているとは思いますが、企業庁の経営に何らかの支障、例えば市町に対する信頼関係など少し気になりますが、いかがでしょうか。

そこで、どのような考え方のもと、この二つの財源不足対策を実施することにしたか、その考え方の整理と問題点についてお尋ねします。

まず最初に、わからない、テレビを見ている方も見えますので、県債管理基金とは何ぞやということを総務部長、説明していただいて、質問の2問について答えていただきたいと思います。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） それでは、お答えいたします。

まず、県債管理基金ですけれども、県債は種類によっては定時償還ではなく、10年後に一括して返すような起債の発行方法があります。そのため、そういうものを発行する際は、県債管理基金に毎年度定時償還と同様に積み立てて、

将来の償還に備えていくというようなものです。本県に今ある県債管理基金はそういった趣旨のものであります。

さて、今回、県債償還の据え置きや企業庁の償還金の繰り延べをさせていただいたわけなんですけれども、その件につきましては、平成30年度当初予算の編成に当たっては、歳入確保と歳出削減の両面であらゆる努力を重ねてまいりました。財政調整基金からの繰入金などの歳入が平成29年度と比べて95億円減少したこともあり、財源不足額を解消することが困難な状況にありました。

こうした中で、県民生活への影響を最小限に抑えつつ、財源不足額を解消するために、将来の県債の償還に備えるための基金である、先ほど申し上げました県債管理基金への積立金60億円の計上を見送るとともに、企業会計に返済することとしていました15億円のうち14億円について返済期間を変更することとしました。

今回の県債管理基金への積み立てを見送ることで、直ちに県債の償還が困難となるわけではありませんが、将来の償還財源を確保するためには、後年度において改めて積み立てる必要があります。そのためには、三重県財政の健全化に向けた集中取組において取り組むこととしております公債費や総人件費の抑制などを着実に進め、歳出構造を改善させていく中で、後年度における積み立てに必要な財源を確保していく必要があります。

このため、平成30年度当初予算においては、県民生活への影響に十分配慮しつつ、今後の公債費を抑制する観点から、平成29年度当初予算と比較して、建設地方債等の発行を78億円減額するとともに、総人件費の抑制を行い、一般職給与費を22億円減額しております。

また、企業会計からの借入金の返済期間の変更については、一般会計から要請したものでありますけれども、企業庁としても、この要請を受けていただき、水道事業や電気事業の経営にどのような影響が生じるのか慎重に検討した上で、返済期間の変更を受け入れていただいたものと聞いております。

これらの財源不足への対応策については、様々な御意見があることは理解

しておりますけれども、今、手を打たなければならない対策や将来の三重県民に明るい未来を届けるために真に必要な取組を、時期を逸することなくしっかりと行っていくためには、やむを得ないことであるというふうに考えております。

来年度以降も厳しい財政状況が続くものと見込まれますが、今後も引き続き、安全・安心の確保や三重県の未来を切り開くための攻めの取組には的確に対応しつつ、持続可能な行財政運営を維持していくために、財政健全化に向けた取組を着実に実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

[33番 奥野英介議員登壇]

○33番（奥野英介） この手法、県債管理基金と、企業庁のお金というのは、もともとが企業庁には水道インフラなんかで、もともと一般会計から企業会計へのほうへ行っているはずですので、もうけた金、少しは一般会計で使うだろうやという感じのもんですから、問題はああるけど、内々の世界ですから、問題はないかな、そのうち返していけばいいのかなというふうには思います。

だけど、やはりこの県債管理基金というのは、普通の庁舎を建てるとか、ふるさと創生基金とか、そういう基金の種類とは基金の種類が全然違うわけです。だからもともと、仮にふるさと創生基金なら目的の基金であるけれども、これ今ちょっと要るで借りてこうかということでは、もう返さなくていいからいいんですけど、この県債管理基金というのは、性質が全然違うと、同じ基金でも基金の種類が本当に白と赤ぐらい、赤と黒ぐらい違うと思うんですよ。

そういう手法を今度いろいろ考えられたわけですけど、総務部長が多分1人で考えたわけではないと僕は思うんですよ。知事もそんな知恵は働かんのかなと思うんですけど。やはり、財政のエキスパートである、ちょっと足をけがされた副知事が、やっぱりこの、悪知恵と言うと言い過ぎなんですけど、すごい知恵を出したというのを、ちょっとそこら辺で稲垣副知事の嶋田部長にコーチをした裏面というのを少しお尋ねしたいと思います。

〔「座ったままでええよ」と呼ぶ者あり〕

○副知事（稲垣清文） 一応立てますので。

今回の財源不足解消対策で、先ほど奥野議員のほうから御質問のあった2点について種々御議論のあるところやと思います。その点については先ほど総務部長のほうがお答えいたしましたとおりでございますけども、特に県債管理基金の点について非常に御懸念があるということでございます。

一つ言えることは、これは満期一括償還に備えての積み立てでございますので、現時点で積み立て不足があったとしても、直ちにデフォルトということではありません。

したがいまして、世代間の公正とかそういった部分の課題はあるにしろ、満期一括償還までにしっかりと積み立てを戻すということについて、その責任を果たしていくということが肝要なのではないかと思っております。

今回の場合、一般的に財源不足を解消するについては、まずは入りのほうをしっかりとはかっていくということの中で、地方税それから交付税等の算定の精査をしてきました。なおかつ、起債でありますとか補助金、そういったものの財源、そして額的には少ないわけでございますけども、その他の例えばクラウドファンディングとか県有財産未利用分の売却とか、そういったものもいろんなことの検討の中で財源の確保を図ってきたわけです。

一方、歳出につきましても、今年については事業の見直しということの中で、46本の廃止事業も含めて、そういった事業の見直しを行いました。それから、各部から要求のありました事業費についても、厳しく精査をする中でかなり圧縮をしたわけでございますけれども、そういった努力を含めてもなおかつ財源不足が生じたと。

片一方で、これは知事も申し上げておりましたけれども、厳然として、例えば災害復旧でありますとか、社会保障費とか、そういった県民の安全・安心にかかわる事業、やっていかなければならない事業があるわけでございますので、その差を何とか埋めなければいけないと。そういう思いの中で、先ほど総務部長が説明いたしました二つの対策について決断をしたわけござい

ます。

この対策については、総務部長も申し上げておりましたけれども、決して優等生の回答、100点満点の回答ではないと思います。そのことはもう重々承知でございます。御議論のあろうことはわかっておったわけでございませぬけれども、そういったことも含めまして、あえてこの対策について決断、実行させていただきということでございます。

今後私ども本県の財政状況がすぐに好転するというわけではございませんので、そういう中ではまず入りの確保、あらゆる財源の掘り起こしというのをやっていくと。それから、歳出については厳しく優先度、それから要、不要の部分をしっかり見ていくと。その上で、これはやり繰りの部分と申しますか、少しテクニカルな部分になるかもしれませんが、そういった部分についても財政当局として知恵を出していける部分については、しっかりと考えていくと。そういった中で、この難局を乗り切っていければと思っておるわけでございます。

以上でございます。

[33番 奥野英介議員登壇]

○33番（奥野英介） やっぱり財政のテクニシャンで、非常に上手に答えてみえました。納得はできませんけど、説明はわかりました。

だけれども、やはり今までも雑巾を空になるぐらい絞って歳入、歳出やってきたわけです。今回はこういう形になった。そしたら平成31年度以降はどうなっていくんか。もう行くところないんで、どこかで本当に借りることもできやん、盗むこともできやんというたら、平成31年以降の予算がどんなふうになるのかなというんが本当に心配でございます。

だから今、確かにいろんな面で、医療、福祉、様々なもので少なくなっていくということはないです。膨れ上がっていくのは、これ現実でございます。そういう意味で、どこでどういうふうに絞って来年度予算を、来年度というんか平成31年度以降やっていくのか。先ほどの稲垣副知事の説明で、いやいや、県債管理基金の60億円というのは今すぐ返さなくていいんや。だけど、

収入もないのにまた返さない。だから自転車操業以上に大変なことになっていくのかなというような気がします。

そういう意味で、本当に来年度以降に向けて、予算が大変だと思います。そういう意味で真剣に本当に、ある、財務省も、知ってみえるかわかりませんが、ちょっとお話ししたら、三重県はどう思うというて言われたら、僕、この前に伊勢新聞かな、どこかの新聞に禁じ手を使ったというふうに書いてありました。確かに禁じ手の禁じ手みたいなものでございます。横綱白鵬がエルボードロップやないけど、あれ禁じ手じゃないんやけど、もうあれ禁じ手の手前ですから、やっぱり三重県の財政ももう禁じ手の手前、本当にやってはならんことをやっているというふうに思います。

そういう意味で、本当に財政危機宣言ぐらいやっていかないと、三重県の財政、来年度から非常に、平成31年度以降大変な時期になっていくんじゃないかなと、そんなふうに思います。もうこれ以上やって、いい答弁も生まれませんし、知事もちょっと一言言いたそうにしてみえますけど、今日は知事のお話は伺いません。かわりに副知事に答えていただきました。

じゃ、次に行きます。

水谷県土整備部長も今年で答弁は最後になりますので、ちょっと質問させていただきます。

国補、県単、市町の公共事業のあり方についてでございます。

平成30年度予算は、自然災害からの被害を軽減させる減災の観点、地域経済の生産性向上や、国内外からの集客交流等を支える基盤整備の観点から必要な社会資本整備や維持管理を進めるとあります。

国補公共事業と直轄事業については、県財政に負担が少なく住民ニーズの高い幹線道路等の整備や公共土木施設の補強、補修などに活用できることから優先的に実施し、県単公共事業については、新設や改良などの建設を直轄事業と合わせて実施する事業等に圧縮することで維持管理費を確保するとあり、少しだけトンネルの向こうに一点の光が差してきたのかなと感じます。

県単公共事業は平成29年度と比較して平成30年は約135億円の110%となっ

ており、本来、予算は前年度と比較するものではないと思われます。過去10年のデータに目を通してみました。ピークが平成23年の214億円で、平成29年では約120億円で最悪です。また公共事業、国庫補助プラス直轄プラス県単においては、平成20年が約720億円で、平成30年は約499億円と激減です。県単維持管理費は平成30年度は平成29年度比較で122%の約90億円と少しは力が入っているのではないかと考えられます。

災害に備えるために、県民の安全・安心を将来にわたって守っていくためには、公共土木施設をしっかりと整備していくべきであり、道路の新設、改良は言うまでもなく必要ではありますが、舗装、しゅんせつ、剪定などにも配慮することが重要であるかと思われます。施設整備、施設の維持管理を実行できるのは県であり、市町であります。その県と市町は連携をなお一層深め、県民の安全と安心を守ることが大きな責任であると思われます。

そこで、公共土木施設や維持管理はどのようなものであるべきであり、今後どのようにしていく方針なのかお尋ねします。

次に、河川の堆積土砂撤去についてですが、10月の災害において、私の家の近くの汁谷川が氾濫し、住宅など多くの浸水被害に遭いました。そこは県管理と市管理のところであり、宮川へと流れています。今、しゅんせつしておりますが、言うまでもありませんが、災害があったからやるのではなく、計画を立て実行することが災害の被害を少なからずとめることができるはずです。県内にはこのようなケースが多くあるのではないかと考えられます。

そこで、県管理河川の堆積土砂撤去は少しずつ進められており、一級河川である県管理河川の堆積土砂撤去だけでは不十分であり、国による国管理河川の堆積土砂の撤去を県として促進すべきであると思われますが、いかがでしょうか。

2点についてお尋ねします。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水谷優兆） それでは、まず初めに公共事業の今後の進め方についてお答えをさせていただきたいと思われます。

県民の生命と財産を守り、安全で安心な暮らしの確保に資する公共土木施設を整備することが、私どもに課せられた最も重要な使命であると考えております。同時に、県民の利便性向上や安定した生活の確保、国内外との交流連携活動や地域経済活動の活性化の基盤づくりを図ることも重要です。また、公共土木施設が将来にわたって機能を十分発揮し、県民が安全・安心・快適に利用できるよう、適切な維持管理を行っていくことも必要と考えております。

こうした考えのもと、県民のニーズ、市町からの要望、県議会の皆様からの御意見など幅広くいただいた声をもとに、事業効果や財源を見きわめながら事業を構築していくこととなります。また、事業の執行に当たっては、いつまでに整備するか、サービス水準をどこまで維持すればよいのかなどの成果目標を定めて行ってまいります。

平成30年度当初予算の考え方といたしましては、先ほど議員から御紹介もありましたが、公共土木施設の整備については、県財政に負担が少ないことや、多くの県民が整備効果を享受できることから、幹線道路や大規模河川の整備などを国補公共事業や直轄事業として実施してまいります。一方、公共土木施設の維持管理については、可能な限り国補公共事業として実施するとともに、それ以外の住民ニーズの高いものは県単維持事業として実施してまいります。

先ほど述べました三つの考え方に沿って平成30年度の具体的な事業を挙げますと、一つ目の安全・安心の確保については、台風第21号などにより被災した公共土木施設の早期復旧に全力で取り組むとともに、洪水時の水位状況を監視する危機管理型水位計の設置、河川堆積土砂の撤去などを進めてまいります。また、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震などの大規模地震、津波に備え、河川管理施設や海岸堤防等の地震、津波対策、住宅耐震化をさらに促進してまいりたいと考えております。

二つ目の県民の利便性向上や安定した生活の確保、地域経済活性化の基盤づくりについては、平成30年度には、新名神高速道路の県内区間全線や東海

環状自動車道の東員インターチェンジから大安インターチェンジ間（仮称）の開通が予定されており、これらも含め、引き続き高規格幹線道路等の着実な整備促進やアクセス道路等の整備に取り組むたいと考えております。

また、住民からの改良要望の多い生活道路については、待避所を設置するなど、即効性のある柔軟な整備も含めた取組を進めていきたいと考えております。

さらに、渋滞対策や緊急車両の安全な通行等の確保など、地域の課題を解決するため、市町の道路整備と連携した県管理道路整備を行ってまいります。

三つ目の県民が安全・安心・快適に利用できる適切な維持管理については、住民の生活に密着していることから、施設の点検結果をランク分けし、優先順位を明らかにした上で、施設のサービス水準の維持に取り組んでまいります。あわせて、防草シートの敷設や照明のLED化など維持管理費のコスト縮減にも取り組んでまいります。

こうして皆様から幅広くいただいた声、思いがもととなって、公共土木施設として目に見える形となって実現されていきます。今後も地域の声や県議会の皆さまからの御意見を賜りながら、事業効果の検討、国への働きかけ、財源の確保等にしっかりと汗をかいて、社会資本の整備と適切な維持管理による安全・安心な県土づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

引き続きまして、国による国管理河川の堆積土砂撤去について回答させていただきます。

国が管理する一級河川は、宮川水系のほか6水系があります。いずれの水系も流域が広く、県内の市街地部を流れていることから、洪水被害の影響は大きく、予防策としての堆積土砂撤去は重要な取組と考えております。国土交通省では、河道に堆積している土砂の撤去について、河川改修事業による河道掘削、維持管理を目的とする土砂撤去、砂利組合による砂利採取により進めております。

事業の実施に当たっては、通常予算のほか、災害に関連した予算や補正予算を活用して事業が進捗するように取り組んでいただいております。

います。

これまでの主な土砂撤去といたしましては、平成23年度の紀伊半島大水害により甚大な被害が発生した新宮川水系熊野川では、激甚災害対策特別緊急事業等により、平成25年度から平成28年度までに約172万立方メートルの河道掘削が行われてきました。また、雲出川水系雲出川ほか4河川では、河川改修事業により年間約6万立方メートルの河道掘削、宮川水系宮川ほか3河川では、砂利採取により年間約8万立方メートルの土砂撤去が行われています。

平成29年度は、熊野川では約43万立方メートル、淀川水系服部川では9万立方メートル、鈴鹿川水系鈴鹿川ほか2河川では約7万立方メートルの河道掘削、宮川ほか3河川では約10万立方メートルの砂利採取が行われています。

また、平成29年度補正予算により、宮川水系勢田川ほか5河川では約17万立方メートルの河道掘削を実施する予定と聞いております。

なお、熊野川では、国の直轄河川改修事業による河道掘削とあわせて、県も平成29年度から交付金により河川改修事業による堆積土砂の撤去を実施するなど、国と県が連携して地域全体としての治水安全度の向上に取り組んでおります。

国の直轄河川改修事業は、地域の皆様の声を聞きながら進められております。県としても治水安全度を向上し、洪水被害を軽減する上で、国の直轄河川改修事業は重要であると認識しておりますので、今後も堆積土砂の撤去も含めた河川整備の促進について、地域の声を国に届けるとともに、県としても国に強く要望していきたいと考えております。

以上でございます。

〔33番 奥野英介議員登壇〕

○33番（奥野英介） ありがとうございます。

やはり大きな道路とか橋とかにお金をかけるのは本当に大事なことなんですけど、やはり地域住民の方々というのは、しゅんせつがあったり、また側溝を直したり、そして舗装がぼこぼこしたのを直したり、そういうことを県

道は県道でやっていただいて、市町の道路は市町と、その辺をきちっとやっていくことが、県がよくやってくれているんやなというのは、県民、市民というのは余り大きなことというのは見えないわけなんです。

やはり先ほど申しましたように、かゆいところに手の届く行政というのが身近な行政であり、県はよくやっているな、市町はよくやっているなというふうに見えますので、その辺も、県土整備部長はもう終わりなんですけど、次の世代、次の代にきちっとそのようなことをやっていただけるように申し送りのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

国の財政も非常に厳しい、宮川を見ていると私とこは下流のほうですので、もう随分川の中に木が生えたりしています。そういう面でこれから、この異常気象の中ですから、いつどんな災害、水害が起きるかわかりませんので、やはりほかの大きなことも大事ですけど、本当に国も河川のしゅんせつなんかは大事ですので、それもまたあわせて県土整備部長のほうから国のほうへ要望をお願ひしたいと思います。以上です。

次に行きます。

教育委員会に質問するのは多分初めてじゃないかと思います。教育委員会のほうは、私は教育委員会いじめはしないだろうなという安心感があつたかと思われるんですが、今回はちょっと気になることが二、三ありましたので、教育長、頑張って答弁をしていただけますか。

運動部活動についてでございます。

平成30年1月、スポーツ庁から運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議でガイドライン骨子(案)が出されました。学校の運動部活動は学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を支えてきました。また、年齢を超えた交流の中で、生徒同士や教師等との人間関係の構築を図ったり、教育的意義が大きい。少子化の進展や社会、経済の変化等により、教育にかかわる課題が複雑化、多様化し、教師だけで解決することができない課題も増え、運動部活動に関しても従前同様の体制では維持が難しく、学校や地域によって存続の危機にあると思われます。

将来において生徒の各自のニーズに合ったスポーツ活動を行うことができ、生涯スポーツに親しむ基盤として運動部活動を持続可能なものとするためには、運動部活動のあり方の抜本的な改革に取り組む必要があります。

このガイドラインは、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象として、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点から出されたものだそうです。

ガイドラインの内容は、適切な運営のための体制整備、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組、適切な休養日等の設定、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備、学校単位で参加する大会等の見直しとあり、ガイドラインは生徒の視点に立った学校の運動部活動の改革に向けた具体的な取組について示すもので、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められ、地方公共団体は地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わり得る生徒のスポーツ活動の機会の確保、充実方策を検討する必要があると示されております。

今年1月に出された三重県部活動ガイドライン（中間案）の、最終案は3月に出ますかね。読ませていただきました。後ほどじっくり検討してまた質問の機会をつくりたいと思います。そこで、当初予算でのみえ子どもの元気アップ運動部活動充実事業についてですが、運動部活動の指導体制を充実して教員の負担軽減を図るためとありますが、お尋ねします。

どのようなスケジュールで進めていくのか。

教員の負担軽減とありますが、目線は子どもじゃないんですかと。もう教員の負担は十分に我々も、私も町にかかわってきた人間です。十分に先生の負担は知っております。そういう意味で、やはりみえの子どもと書いてあるんやで、子ども目線でやっぱりこの運動部活動を考えていただきたい。

それと、ガイドラインの策定委員会のメンバーが後ろに書いてあったんですけど、もう少し幅広く、校長先生とかPTAとかそういう方だけではなくて、一般の本当に運動に興味がある人とかそういう人にもメンバーに入って

いただいて、部活動に対して議論をしていただきたいなど、そんなふうに思っています。

この3点についてお尋ねします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 部活動の国の方針が示されたことについて、三重県のガイドラインについてどのような状況にあるかというような御質問だったというふうに思っております。

部活動は、子どもたちの心と体の健全な成長や、スポーツ、文化に親しむことにつながるなど、豊かな生活を営んでいく上で大きな財産になるものと考えています。一方で、過度な活動により、子どもたちの心身やバランスのとれた生活への影響が心配されます。また、勝ちたいとか友達と楽しみたいなど、子どもたちの部活動に対する思いが多様化していることや、顧問の教員の中には、担当している部活動の競技経験がなく、指導に不安を覚える教員がいるという状況があります。

このような状況を踏まえ、県内の公立学校における適切な部活動運営に向けた指針となる、三重県部活動ガイドラインの策定を進め、本年4月からの運用をしていく予定でございます。議員のほうから幅広く意見をという御意見がございましたが、これについては策定委員会だけではなくて、パブリックコメントもとりながら県民の皆さんからいろんな立場から意見もいただいているという事実がございます。

それから、策定中のガイドラインの主な内容としましては、議員のほうから子どものガイドラインになってないんじゃないかというふうなお話もございましたが、内容としましては、子どもや保護者に活動の見通しを持たせるための活動計画の作成、成長期にある子どものスポーツ障害や事故を防ぐための休養日・活動時間の設定、専門的な指導を求める子どもや保護者のニーズに応えるための専門性を有する外部人材の活用、子どもたちの活動中の事故を防ぐための安全管理と事故発生時の対応などとなっております。

元気アップ事業等につきましてもですが、外部人材を活用することによっ

て、それは教員の負担を軽減するという意味だけではなくて、もちろん子どもたちが、先ほども申し上げましたように、うまくなりたいたい、そういうふうな気持ちが非常に強くございますので、そういう子どもたちの気持ちに応えられるようなみえ子どもの元気アップ運動部活動充実事業にしていきたいと。そして教員の負担の軽減も図りながら部活動を充実させていくと。そんなふうに考えております。

三重県部活動ガイドラインの中におきましては、子どもたちのそういったモチベーションを維持していくことを大切にしながら、運動、食事、睡眠などバランスの取れた生活習慣の確立や休養日の設定等により、子ども、教員の疲労回復を図るなど、子どもたちの健全な成長の視点と、それから教員の働き方の見直しの視点の両面から協議をして、ガイドラインを策定しているところでございます。

今後は、各学校において部活動が、この三重県部活動ガイドラインに基づいて適切に運営されるよう、引き続き市町教育委員会や校長会等と連携して、子どもたちの部活動に対するそれぞれの思いに添えるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

[33番 奥野英介議員登壇]

○33番（奥野英介） ありがとうございます。

部活動については、私も孫がおりますので十分にわかっております。だけど、表現がね。元気アップ作戦で、すぐに教員の負担軽減というのは。別に先生方を責めてるわけではないんです。先生方も確かに、これは私も町長時代に十分に知っておりますので、そういう意味でやはり子どもたちのための部活動というのが、そこは知事もだめなんですよね。そこはやっぱり直していただかないと。目を通してないんか目を通しているか知らんけれども、子どもたちの元気アップで、教員の負担軽減は書かなくても皆十分にわかっているわけですから、やっぱり子どもを前面に出して、もう本当に少子化で子どもは宝でございますので、そういう意味でもっともっと子どもを前へ出してやっていただきたいなど、そんなふうに思いますので、これからこの三重

県部活動ガイドラインができていきますから、本当に子どもたちのための部活動、やはり勉強だけではなくて、やっぱり心や体を鍛えるためにも運動部活動は大切だと思いますので、その辺よろしくこれから検討して進めていただきたいなど、そんなふうに思います。以上です。

次に行きます。

少人数指導の効果の検証についてなんですけど。これは私あんまりわからないんですけど、津田議員にちょっとお尋ねしたら、これやれと言うてレクチャーを受けて、こんなマニアックな人の指導を受けたら、もう一晩寝られなくて勉強したんですけど。多分私の至らないところは、あと関連質問でやられるんじゃないかと思いますので、教育長よろしく。責めませんので、よろしくをお願いします。

では、始めます。平成28年3月、知事をトップとする総合教育会議において、三重の教育の基本的な方針を示す三重県教育施策大綱を策定しました。その中で、教育は子どもたちをはじめとする学ぶ人のためのものと掲げられています。また、知事は三重県教育ビジョンにおいてこう述べています。子どもたちの教育に携わる私たちの使命と責任は誠に重いと。その言葉に一寸の偽りもないと期待したいと思います。

平成30年度一般会計予算、教育委員会分は約1590億円、そのうち人件費が約1200億円です。教育委員会予算の約75%を人件費が占めており、まさしく教育は人であり、三重の教育をよくするためには人材の効率的な活用が極めて重要であると思います。

平成29年度、三重県が特に注力している少人数教育ですが、人数ベースで調べてみると、国定数506人、県単定数52人、非常勤教員210人であり、かなりの人数が少人数教育に充てられています。大綱に掲げる学ぶ人のためのもの、すなわち子どもたちの教育の充実に資するものであれば、財政厳しい中でも当然確保されなければならないはずで。

みえの学力向上県民運動セカンドステージにおいて、県教育委員会は平成28年度、29年度に習熟度別少人数指導とティーム・ティーチングの効果の検

証を行いました。これ、ティーム・ティーチングって全然わからなかったんですけど。どうも加配みたいな感じで2人が入るそうです。たしか私もそのころにいた1年生かな。1年生の指導が大変なので町単で加配をやった覚えが、それがティーム・ティーチングになっていったということらしいですね。

平成29年12月21日、予算決算常任委員会の中嶋委員長の委員長報告では、この検証結果の議論を踏まえた平成30年度予算の反映を要求しております。また、昨年12月、レクチャーの津田議員の総括的質疑において総務部長から、効果等をしっかり確認した上で予算配分をしてくとの答弁がありました。

そこで、教育長にお尋ねいたします。これらの検証結果を踏まえた来年度の対応についてお聞きしたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 少人数教育の検証についての御質問でございます。

県教育委員会では、子どもたちの学習内容の理解が深まるよう、少人数指導のより効果的な指導方法を検討するため、平成28年度から、小学校5年生の国語、算数、理科、中学校2年生の数学を対象に、学習の習熟度別、2人の教員によるティーム・ティーチングという指導形態を予め設定し、実践推進校として105校を指定し、研究を進めてまいりました。

こうした実践推進校での少人数指導を通じた学習内容の定着に係る効果は、みえスタディ・チェックや全国学力・学習状況調査の結果を活用して検証を進めてきたところです。

みえスタディ・チェックは、小学校5年生と中学校2年生の4月と1月に実施しています。実践推進校では、4月に実施した問題のうち各学校で課題のあった問題を年度内に再度実施することにより、改善状況の検証を進めてきました。その結果、全ての教科と指導形態で改善が見られました。特に中学校数学の習熟度別において改善がされております。また、小学校算数においては、経年的な課題である図形に関する問題について改善がされております。

全国学力・学習状況調査による検証については、平成29年度の調査結果と

平成28年度の結果を全国平均との差で比べると、少人数指導を1年間実施した実践推進校では、小学校における国語のチーム・ティーチング、算数の習熟度別、中学校における数学の習熟度別において、それ以外の学校より改善が見られました。一方、小学校における算数のチーム・ティーチングは、実践推進校以外の学校の結果を下回る状況となりました。

効果のあった学校の取組は、国語のチーム・ティーチングにおいて2人の教員が協力して、児童一人ひとりの考えを引き出し、意図的に話し合いを行わせることや、算数と数学の習熟度別においては、習熟の遅いグループは基礎・基本を確認する時間を多くとり、習熟の早いグループは自ら考える時間を多くとることなどの工夫が改善につながっています。

一方、算数のチーム・ティーチングでは、役割分担が明確でない場合は、その効果が得られにくいことが明らかになりました。

こうした検証結果を踏まえ、来年度の少人数指導では、算数と数学で習熟度別に軸足をおいて実施するなど、指導形態の見直しを図ります。あわせて、効果的な少人数指導のポイントと実践事例などを示したガイドブックを作成します。ガイドブックには、指導の狙いを明確にすること、習熟度別指導を行う際に学習内容や学習段階に応じてチーム・ティーチングを組み合わせること、少人数指導の年間指導計画や単元の指導計画への適切な位置づけを行うことなどを示して、市町教育委員会を通じて県内の小中学校に周知することにより成果を広めていきたいと考えております。

このようにして、子どもたちが、わかった、できたという実感が持てるように取り組んでいきたいと考えております。

〔33番 奥野英介議員登壇〕

○33番（奥野英介） 余り、勉強不足なんかわかりませんが。

少人数学級というのが、この県内で今子どもたちが少なくなってきていますよね。だから北のほうの学校はそうかもわかりません。南のほうでは、私とこの町は結構人口が増えてて、クラス数も小学校で4から5ぐらいあるのかな。だから120人ぐらい、うちの孫やと120人ぐらいいるのかな。小俣小学

校で。そういうとこ、それじゃ少ない学校はおのずと少人数。複数学級もあるんじゃないかなと思います。

その辺でどれぐらいのクラス、少人数学級はどれぐらいあるのか、また今わからなかったら、その辺の資料とかそういうもんも少し我々議員にも、ただ単に少人数学級と言われても、僕、今回初めてこの少人数学級のことについてちょっと調べさせてもらたので、そしてやはり何というんか、先生のための少人数学級やなくて生徒のための少人数学級ですから、やはり少人数学級がどんだけの効果というのか、少人数学級によって学力が上がってきたんか、だからそのクラスがいいクラスに、何というんか、いじめもない、そういうクラスになっていくんか。その辺というのは検証というものはあるんでしょうか。

○教育長（廣田恵子） 少人数教育につきましては、平成29年度の加配定数の学校への活用調査をしております、それにおいては、学習面においては、学習習慣の定着、授業につまずく児童生徒の減少、発表機会の増加、学習意欲の向上が見られております。生活面においては、落ち着いて学校生活が送れるようになったなど、その効果は学校側から報告されております。

教員の指導面からでは、児童生徒の学習進度の把握と個別指導の充実、生活面において配慮を要する児童生徒への細やかな対応が可能となるなどの効果を確認しているところです。

国においても、平成27年度の全国学力・学習状況調査の分析結果から、中学校では学級規模が小さいほど学習規律・授業態度がよい、主体的な学習を促す授業が充実する、授業内容の理解が高まる、学習意欲が高まる傾向があることなどが報告されております。

県教育委員会としましても、国とか他県の少人数学級に係る調査結果などに学びながら、それぞれの学校の実状に即して、学習内容ごとに行われる単元テストなどを活用して学力面での効果の確認も進めているところです。

ただ、各年度の児童生徒の学年の状況などがやっぱり異なりますので、少人数学級の定量的な検証は難しいものであるということは考えております。

それでもやっぱり、子どもたちにとって学びやすい教育環境となるように、さらに適切な検証方法がないかどうかについて研究をしていきたいというふうに考えております。

〔33番 奥野英介議員登壇〕

○33番（奥野英介） 検証は難しいかもわかりませんが、やはり人件費というお金もかかっております。そういう意味で少人数学級でこんだけの効果があり、子どもたちはこんなふうになったんやということはやっぱり我々も知りたいし、三重県内の子どもたちが本当に豊かに育っているんかというのも認識もしたいし、これからそういうふうなこともまた報告というんか、教えていただきたいと思えます。私の至らないところは、あと津田議員が多分関連質問でやられると思えますので、もう時間が少なくなってきましたので次に移ります。

学校給食についてでございます。

学校給食は昭和26年ごろからミルク、脱脂粉乳給食から始まり、昭和35年ごろから完全給食が進められたようです。それぞれの市町村で多少の差異はあると思われませんが、おおよそ小学校が主体に始められました。

給食については、これまでアレルギー対策や地産地消を踏まえた食育の推進についての質問が多くありましたが、今日は学校給食費を補助することの考えを主に質問したいと思います。

私が町行政にかかわっていたとき、給食に関する要望、苦情、改善など様々なことを聞かされました。学校教育の一環である給食は、子どもたちの栄養バランスの上でも、学業とともに重要視されております。

学校給食は義務でされるのではなく、様々な視点から未来の子どもたちに責任を果たさねばならないと思えます。今、多くの市町村で自校方式からセンター方式へと変わりつつあるようです。本来自校方式がベストであると思われませんが、財政的事情とか衛生上、効率的など諸事情の中でセンター方式が多くあります。

ある市では地産地消ができないから給食を休止するなんてことがあります

たけれども、給食を何と考えているのかちょっと理解に苦しみました。子どもの健全な成長を支える上で重要な役割を担う学校給食をいろんな面から考えていただきたい。

滋賀県の長浜市は今もう6600人の子どもたちを無償化にされております。県内では木曾岬町や多気町、南伊勢町、度会町、そして熊野市が無償化をされております。

今日の質問で、財政事情が厳しいのに、そんな、今度は無償にしたれというのと、どうもアンバランスな気がするんですけど、今日明日に学校給食、家庭の人たちが昼食が一つの栄養バランスの中にあるので、学校給食というのは物すごく大事だと思いますので、これから将来的に、財政が少し楽になったときには、この給食の無償化とは言わないでも、2割負担とかその辺をこれから少し考えていくのも少子化対策の一つになるのではないかなと思いますので。

これは教育長ですか、お答えは。それじゃ、よろしくお願いします。

(「簡単にやってください」と呼ぶ者あり)

[廣田恵子教育長登壇]

○教育長(廣田恵子) 議員のほうから給食費に対する県による支援をどうかとのご質問でございました。

議員からの紹介がございましたように、学校給食というのは子どもたちにとって健全な心身を培うということで大変重要な、基礎となる重要なものだというふうに考えております。

財政が厳しい折でございますので、県教育委員会としては、各市町で既に実施されております就学支援など、既存の援助制度を踏まえて、市町の担当者会議等において、給食費の補助の現状等について情報交換の場を設けるなどして、学校給食が適切に実施されるように支援していきたいというふうに考えております。

厳しい財政ということでございますので、県としては学校給食の時間に子どもたちのおいしいという笑顔が見られますように、新鮮で安全な食材を安

く安定的に供給できるような、そんな仕組みが先進的なものがないかというのを研究していきたいというふうに考えております。

[33番 奥野英介議員登壇]

○33番（奥野英介） ありがとうございます。

財政、十分に、平成30年度はもう予算を立てておられますので、30年度以降、31年度以降きちっと、将来の三重県が明るい三重県になるように、財政を十分に考えて行政やっていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 34番 今井智広議員。

[34番 今井智広議員登壇・拍手]

○34番（今井智広） 公明党の今井智広でございます。議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

今回は、今後さらに進んでいく少子高齢社会や人口減少時代への対応、またどのように適応していくのかということや、また医療や健康づくりを通じた支え合いの社会づくりをしっかりと、これまで以上に進めることが重要であるという観点から質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、通告に従いまして献血の推進と骨髄ドナーへの支援についてということで、献血について質問をさせていただきます。質問というよりは、私のほうからも献血の重要性を広報させていただいて、より多くの方に御参加いただくようお願いもしたいという思いで、このことを取り上げさせてもらいました。

少し前のことになりますけども、私の尊敬する方が講演会で、献血は究極の福祉であると、そのようにお話をされました。私もそれを聞いたときに本当にそのとおりだと、そのように思いました。それはやはり血液というのは酸素や食料などとともに我々人間が生きていくために必要不可欠なものであります。そして、我々は生き続けていくために自身の血液を循環させ、また製造しております。

医療的にどれだけ技術が進んでも、この人間の血液にかわるものはほぼつ

くれていない、ほぼつくていないというか、代替できるものはないと、そのように、現在の医療水準でもまだありませんので、献血でいただいた血液をしっかりと輸血用に製剤をして輸血をするというのは、とても重要な医療行為であると、そのように思っております。

その自らつくった血を医療的に必要とする方のために無償で提供をする、献血は、献血できる資格を持つ方が自らの意思で他者の命と健康を守るために行うとても尊い人助けであると、そのように思います。

また一方で、私も含め誰もが輸血をしてもらう側になり得る可能性もある、いつなるかもわからない、そういった中においては、やはり人と人の思いやりによって成り立つものでもあり、支え合いの社会そのものであると、そのように思います。

この献血を通した尊い支え合いを今後も三重県としてしっかりと継続をしていかなければいけないと、そのように思っております。

三重県で必要とする献血量は、毎年各医療機関などからの必要数をもとに計画をし、また目標が定められております。献血には200ミリリットル献血や400ミリリットル、また成分献血などがありますけども、現在三重県では1日当たり約150名の献血が必要であり、その確保のために三重県赤十字血液センターを中心に日々懸命な取組をいただいております。

ここで皆さんも御承知のことも多いとは思いますが、パネルを使いながら三重県における取組の現状や献血そのものについて、またどのように活用されているかなど、私も知らなかったことがありますので、限られた時間ですが、少し共有をさせていただければと、そのように思います。

(パネルを示す) まず、こちらのパネルでございます。こちらは、献血をしていただいた血液をこの四つに製剤をする。献血を三重県内でしていただくと、まず愛知県の方のセンターへ持って行って、そこで検査をしていただき、製剤してもらいます。ここにありますように、ここを見てもらってもわかりますように、そのまま出しといてもらいたいですけども、例えば保存の温度でありますとか、そして有効期間、献血されてからどれぐらい有

効期間があるのか。特に短いのはこの血小板の製剤、4日間であります。製剤がされるまでに約1日半かかるとも聞いておりますので、実質有効なのは2日とちょっと、それぐらいなのかなと、そのように思っております。

また、ほかの製剤にしても21日間というものもございますので、とてもその期間が短いので、一度に大量の献血をしてもらっても、余った場合廃棄しないといけなくなりますので、日々決められた量を確保することが重要であるということでございます。

(パネルを示す) 次に、年代別のこのグラフを見ていただきたいと思いますが、これは三重県の状況でございます。このような形で、まだ一番最後のところは年度途中でありますのでちょっと下がっている部分も多いんですけど、ここがぐっと年度末に向けて上がってくると思います。ここでちょっと注目してもらいたいのは、10代の献血者数が上がってきているということでもあります。

先日、新聞等でも献血率10代、また20代もそうなんですけど、全国47位というそういったことも出ているんですけども、先ほどのパネルのときも言ったように、いただき過ぎてもいけないといいますか、いただき過ぎても廃棄せざるを得なくなるので、やはり安定した献血量が必要であるということでもあります。ですので、10代の方々が増えてきているということのほうが私は重要だと思います。全国的にはここが減ってきている状況でございます。

(パネルを示す) 次に、教育委員会などの取組で頑張っていたいただいても、私も評価もしておきたいと思います。高校献血の推移です。高校生の献血、現在の中村鳥羽市長も以前この議場で献血の質問をされて、高校生の献血参加を促されておりましたが、それを受けて教育委員会はしっかりと取り組んでいただいているのが、この表で見ていただいております。

ある高校なんかは今年度、卒業献血をしてくださるということも聞かせていただいておりますので、ここをしっかりと今後の少子高齢化の中で10代、そして20代になられる方々に献血の大切さを知ってもらうことが重要であるという思いでこの表も出させていただきました。

(パネルを示す) 次に、もう一つ、こちらのほうを見ていただきたいと思います。これは、その献血していただいた血液がどのような形で活用されているのかを示す、そういったグラフでございます。上のほうは、年代別の輸血患者の割合ですが、これを見ていただいてもわかるように、60歳以上で75.4%、50歳以上は84.3%ということで、やはり高齢者の方に多く輸血がされているという形であります。

また、下のほうは、私もこれはちょっと知らなかった部分があるんですけども、私はドラマとかを見て、救急車で急に事故等で運ばれた方が多く輸血をされるんだと思っておりましたら、その割合は余り高くなくて、がんの治療でありますとか、ここにありますように循環器、消化器、貧血、こういったところに多く輸血が使われているということ、私もここまでの割合であると知らなかったので、皆さんにも知っていただきたいと思い、パネルを出させていただきました。

この二つの表から、輸血の今後を私なりに想像すると、さらに進む高齢化とがん患者の増加を考えたときに、必要な献血量は今後増えていくのではないかと、そのように思っております。

一方で、医療技術の進歩とともに、輸血量が少なくなっていく、減らしていけるという考え方もあるようでございますけども、私自身、三重県が一生懸命、今あらゆる医療水準の向上のために頑張らせていただいている中、今後、県内で手術を受けていただいたり治療していただく患者は増えてくると、そのように思っておりますので、将来的には献血の量というのは、必要数は増えていくと、そのように考えているところでございます。

先ほども申し上げましたけども、三重県においては赤十字血液センターを中心に県もしっかりと連携して、現在のところ何とか1年を通して必要な献血量を確保していただいておりますところではありますが、実際現場ではなかなか計画どおりに進みにくい、また進まない時期があるようであります。例えば今の時期でインフルエンザがはやったりすると、急に献血できなくなる、風邪を引くと献血できないとか、そういった時期であります。

そこで、二つ、献血についてお伺いしたいと思います。

まずは、若い世代への更なる啓発普及であります。10代のみならず、学生や働き盛りである若い世代のさらなる献血参加がとても重要であると考えますけれども、県としてこれまで、そして今後さらにどのように取り組んでいくのかお聞かせください。

また、今申し上げたように冬場や年度末、この時期が安定確保が大変難しいということでもあります。

ここでパネルをもう一つ出させていただきますけれども、（パネルを示す）これは平成28年度血液事業の実績のパネルでございます。ここにあります献血協力企業・団体数503社とございます。また、献血メールクラブ会員4635人とありますけれども、ここの数を増やしていくということが重要であります。特に企業、団体もそうでございますけれども、いざ必要なときに直接連絡をできるこの献血メールクラブ会員に一人でも多くの県民の方に参加してもらうことが重要だと思っておりますので、こういったところに県として今後どのように三重県赤十字血液センターなどと連携しながらアプローチをしていくのかをお聞かせいただきたいと思います。

次に、骨髄ドナーへの支援ということで質問をさせていただきます。

骨髄移植というのは皆さんもよく耳にされていることだと思います。白血病や再生不良性貧血、その方々が、正常な造血ができない方に健康な方の造血幹細胞を移植するという、それが骨髄移植であったり、末梢血管細胞移植というものでございます。

移植を行うには、その患者さんと提供者、ドナーの白血球の型、HLA型というみたいですが、その適合が必要であります。一致する確率は、親子間ではほぼなく、兄弟姉妹で4人に1人。5人兄弟だと自分が白血病等になった場合、残りの4人のうちに1人、何とか確率として合致するかもわからないということでもあります。しかし、今はそんなに兄弟も多くない時代だとも言われております。それ以外の他人間では、数百万人から数万人に1人しか一致しないといわれております。そのために、献血の場合とは違って、

こちらは1人でも多くの方にドナー登録をしてもらうことが必要と、そういう形になります。

現在、日本においてドナー登録をされてるのは、全国では48万3000人余りとなっており、三重県では、この1月末の数字でありますけども、4541人と、そのようになっております。また、患者さんの登録現在数は、全国、世界で日本の骨髓バンクに登録されているのが3736名、うち日本人は1385名で、三重県の方も患者さんが25名移植を希望して登録をされておるところでございます。

このドナー登録は、献血よりもさらにその対象となる年齢等が狭くなります。18歳以上そして55歳未満の方で健康な方ということでありますので、この議場を見渡しまして半数以上はできない、したくてもできないという、そういった状況になってくるんだと思います。思いがあってもできないのが、このドナー登録ということをおわかっていただきたいと思っております。

ですので、対象となっている方には何とかドナー登録をしてもらいたい。また、そのときにドナー登録をしてもらって数万、数百万分の1で合致をした方には何とか提供をしてもらえよう環境づくりというものがとても重要になってまいります。

しゃべり過ぎて、思いがこもり過ぎて、あっという間に時間が過ぎていきまして、足らなくなりそうですので、ずっとはしよらせていただきたいと思っておりますけども。本当に私自身、子どもが最初1歳になる前に、東京都江戸川区の病院で白血病の疑いがあると言われました。その後、大きい病院に行かせてもらって骨髓液をとって調査してもらいましたが、違う血液の難病であったわけでございます。

こちらでも誰がいつ自分の身の周りでそういった白血病や再生不良性貧血になる方が発生するかも分かりません。その方を私がどんだけ救いたいと思っても、自分では救えない。誰かの力にすがらないといけないというのが、この骨髓移植などになるわけでありますので、せっかく適合していただいた方に提供してもらえその環境を三重県としてもしっかりと進めていっていた

だきたい。

その中で特に私自身が思っているのは、今県内で五つの市が、名張市、松阪市、四日市市、津市、そして伊勢市が骨髄ドナーの皆さんへの、またその方がお勤め先の企業のほうへ助成制度を行っていただいております。

それはドナー提供ができない、その大きな理由の一つに、約1週間という期間が必要でありますので会社を休めない、時間をとれないということが多くあります。また、休んだ場合に有給休暇の消化ができるとは限りませんので、給与が減ってしまう、収入が減るといふ、そういったことを理由に挙げる方も多くいらっしゃると思いますので、この5市と県が力を合わせて骨髄ドナーへの支援を行っていただきたいと思いますし、三重県内で4500人以上のドナー登録をさせていただいている方がいらっしゃいます。ということは、この5市以外、三重県内29市町全てにドナー登録をさせていただいている方が私はいると、そのように確信しておりますので、こういった取組を県内の市町へ県として働きかけていってほしい。そして、ドナー登録の普及、献血と同じように若い世代に特に普及をしていっていただきたいと思いますけれども、県のお考えをお聞かせください。

〔田中 功健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（田中 功） それでは、献血の推進、それから骨髄ドナーへの支援につきまして、順次お答え申し上げます。

まず、献血でございますけれども、少子高齢化が進展する中、全国的に10代から30代の献血者が減少しております。この年代の献血者は10年前と比較しても、およそ3割減少しているところでございます。

本県におきましても同様の傾向でございます。県としましては、教育委員会や三重県赤十字血液センター等の関係機関と連携し、高校献血セミナーの計画的な実施や、市町成人式における啓発、高等教育機関の新入生に対する啓発等を行っています。

また、同世代のボランティアから声をかけていただくことで献血に興味を持っていただけるよう、高校生を中心とした献血ボランティア、ヤングミド

ナサポーターや、大学生を中心とした三重県学生献血推進連盟みえっちの学生の皆さんによる献血会場等での啓発に取り組んでいます。みえっちにつきましては、今年度結成5周年を迎えるということで、3月に啓発イベントを行ってもらうことになっております。

次に、企業献血、団体献血につきましては、三重県赤十字血液センターと連携して血液需要を勘案しながら協力依頼を行っているところでございます。現在503の企業、団体に御協力をいただいております。街頭啓発ではライオンズクラブ等に御協力をいただき、実施しているところです。

積極的に御協力いただいた企業、団体につきましては、県、日本赤十字社三重県支部及び三重県赤十字血液センターが、愛の血液助け合い運動推進月間を開催します献血功労者表彰式において表彰を行い、その功績や貢献に感謝を示すとともに、献血思想の普及と献血意欲の高揚を図っているところです。

献血の推進に当たりましては、引き続き三重県赤十字血液センター等の関係機関と連携して、しっかりと啓発活動に取り組みます。さらに、献血セミナーの受講によって関心を持った学生に対して、特典付きのプラチナ献血カードを、これは昨年12月からなのですが、配布して、献血のきっかけをつくるなど、対応しているところでございます。

次に、骨髄ドナーへの支援でございますけれども、骨髄バンクを通しての移植を希望する患者さんは、昨年12月末現在で全国で1366人、県内では、先ほど御紹介ございましたけど、25人の患者さんが移植を待っています。

現在、全国では48万3000人の方がドナー登録を行っています。しかし、ドナー登録は54歳まで、提供は55歳までという年齢制限がございまして、年間約2万人の方が登録を卒業されているという状況にございます。昨年12月末現在の県内ドナー登録者数は4533人となっており、三重県におきましてもドナー登録者が2年連続して減少しているところでございます。

県では、骨髄ドナー登録者数が増加しますよう、骨髄バンク推進ボランティア団体、勇気の会と協働しまして、休日を中心に献血併行型ドナー登録会を開催しましたり、献血者に骨髄ドナーに関する説明を行い、普及啓発に努

めておるところでございます。加えて、大学での登録会の開催や保健所窓口でのドナー登録受付を行うなど、骨髄ドナー登録の推進に取り組んでいます。

現在、新たに移植を希望する患者さんにドナーが見つかる確率は95%を超えておりますけれども、実際に移植を受けることができる患者さんは50%台になっています。

移植に当たっては、検査のための通院や提供時の入院に合わせて8日程度が必要と言われておりまして、ドナー登録者の年代別構成比率は、30代が約3割、40代が約4割と、その多くが働き盛りの年齢であり、仕事を休めないなどのケースも多くございます。

このことから、全国の地方自治体では、ドナー休暇制度の推進を行ってきまされたけれども、最近ではドナーやドナーを雇用する企業への休業補償により移植の推進を図る骨髄ドナー助成制度の導入が広がっておりまして、先ほど御紹介ありましたように、県内では5市において実施されています。

県としては引き続き他県の助成制度の導入状況やその効果を注視するとともに、骨髄バンク推進月間を中心とした啓発や、登録推進ボランティアの養成により新規ドナー登録者の確保に努めていきます。また、企業、団体の訪問を通じてドナー休暇制度の導入の促進を図り、骨髄バンク推進に積極的な企業を表彰するなどして社会的に評価されるようにするなど、1人でも多くの方が移植に結びつくよう環境の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。

まず、献血のほうについては、推進を力強く進めてもらいたいんですけども、若い人たちに、先ほどどういった方に使われているかとか、どういった疾患の方がこれによって救われているかということ等も含めて、丁寧に説明をして、皆さんの力が必要だということをしっかりと伝えてもらいたいなど。

プラチナ献血カードの取組とかも非常にいいと思いますので、どうぞよろしく願います。

ドナー登録者への支援、ドナーへの支援というところで、もう一度済みません。ドナー登録の推進をしてもらう、また休暇制度をとってもらえる企業を増やしていくというのはわかりましたけども、私は具体的に県として助成を市とともにしてもらいたいと思っているんですけども、それについて前向きに検討してもらえるのかどうか。もう一回お願いをいたします。

○健康福祉部長（田中 功） 骨髄ドナー助成制度は、平成26年に埼玉県で初めて導入されまして、その後、他県にも広がり、現在14府県に広がっております。

他県では、適合したドナーの登録者がより移植に結びつきやすい環境を作るということで導入されているものだと認識しております。今後はその効果等も確認した上で前向きに検討していきたいと考えております。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） ありがとうございます。

前向きに検討していただくということで。私もドナー登録を子どもが病気をしたときに、20年前ぐらいになります、させていただき、（チラシを示す）毎年こういうものを会員に送っていただきます。

昨年7月にあべ静江さんが、この骨髄バンクの公認応援ソングをつくり歌っていただいております。ここにも、みえの国観光大使も務めるあべ静江さんとも書いていただいております。

また、この中を見ると、ドナー助成制度を導入する自治体が318になりました。何県と何県と何県が増えましたとか、本当に患者さんやドナー登録者に希望を与えていただける、そういった取組だと私は思っておりますので、しっかり、前向きにと行っていただきましたので、お願いしたいと思います。時間がありますので次に入らせていただきます。

スポーツの振興についてという、県民参加のスポーツ振興でありますけども、これは私自身スポーツ振興というのは、とても健康づくりとか健康寿命の延伸につながっていくという観点から、医療的な健康づくり、今回、来年度から医療保健部ですかね。健康マイレージの制度を新規でやっていただき

ます。これは医療的な観点から健康づくりというのに取り組んでいただく、各市町が独自に取り組んでもらうものですが、

そこに国体に向けた機運醸成という意味も込めまして、やはり日常的に行えるスポーツ、運動などを、こういった健康増進の取組にしっかりと入れ込んでいくことが、県民のより健康増進につながり、三重とこわか国体・三重とこわか大会、また東京オリンピック・パラリンピック等もありますけども、これからどんどん機運を上昇していく。また、上昇させていかないといけない中で、県としてこの日常県民の皆さんが取り組もうとする健康づくりのところに、スポーツという観点をどんどん入れていってほしいなという思いで、この項目を取り上げさせていただきました。

時間がありませんので、質問のところで少し触れさせてもらいながらしたいと思います。先ほど申し上げた三重とこわか国体・三重とこわか大会の機運醸成や県民のスポーツ参加向上の取組と、今申し上げた市町が取り組む健康マイレージの仕組みをうまく連携をさせたり、またブラッシュアップをさせながら、市町とともにスポーツ推進局がしっかりとこの事業に参加をしていくとともに、それを通してスポーツや運動に取り組む県民を増やしていくべきだと思いますけども、スポーツ推進局長の御答弁をお願いしたいと思います。

〔村木輝行地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） それでは、三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けての、それを契機としたスポーツの推進ということでございますので、御答弁をさせていただきたいと思います。

県はこれまでも、スポーツの持つ力を活用した元気な三重づくりを目指して、地域におけるスポーツ活動の推進やスポーツを通じた地域の活性化など様々な視点から、県民の皆さんが運動、スポーツに親しむ機会の充実に取り組んできたところでございます。

ただいま議員からも御紹介をいただきました市町で取組が進められております健康マイレージ事業にスポーツの視点を取り入れることは、運動、スポ

ーツへの興味、関心を喚起させる取組として有効であると考えております。本県が目標としております県民の運動、スポーツ実施率の向上にも効果が期待できるものと考えております。

このため、スポーツ推進局といたしましても、健康福祉部等の関係部局と連携をし、健康マイレージ事業をはじめとした、住民の皆さんの運動、スポーツ実施率の向上につながる取組が促進されるよう、各市町のスポーツ担当部局に対して強く働きかけを行っていきたいと考えております。

今後あらゆる機会を捉えて、スポーツをする、見る、支える人が増えるよう、様々な取組を進めることにより、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けた機運を高めるとともに、スポーツを通じた地域の活性化を図り、県民の力を結集した元気な三重の実現につなげてまいります。

以上でございます。

[34番 今井智広議員登壇]

○34番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

施策242のことを言っていたと思います。目標が成人の週1回以上の運動、スポーツの実施率ということになっております。ここを目標以上に大幅に上げていくことがとても重要ですし、健康福祉部と連携をして、市町の健康マイレージ事業のほうにスポーツの視点を取り入れてもらえるように頑張ってもらえると思いますので、この相乗効果に本当に期待をするところであります。

これから県民の健康づくり、健康寿命の延伸を図っていくためにも、医療関係部門とスポーツの部門、しっかり連携をとっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

最後の質問に入ります。

みえ地域コミュニティ応援ファンドについて、ファンド等の今後の支援についてということで質問をさせていただきます。

みえ地域コミュニティ応援ファンドにつきましては、平成19年度からスタートして、まず19年度から地域課題解決型、また20年度からは地域資源活用

型、もう一つなどを書いてあるんですけど、みえ農商工連携推進ファンドというのがありまして、これは平成21年度からスタートしており、それぞれ10年の事業であります。

ですので、ファンドの地域課題解決型は昨年度で終了しており、地域資源活用型は今年度で終了し、来年度中に農商工連携ファンドが終了すると、そのように伺っております。

その中で、これまでどれだけの実績が上がったのか、この事業を私にとっても重要であるという思いで平成21年の第1回定例会でも取り上げさせていただきました。そのときはリーマンショックのすぐ後の年でありました。とてもこの地域にとっても重要な事業、（パネルを示す）このパネルで簡単に言わせてもらいます。

今、県内でこの三つの事業、まだこれから終わっておりませんので増えてきますけども、約200という事業化になっているものがあります。ここをファンドの事業が終わったからもう終わりですよというのではなくて、ここをしっかりとフォローしながら、さらにそこが商売として、また事業として拡大していけるように、これは雇用経済部がしっかりとフォローすべきであるという思いで、ともすれば県は、事業が終わるとその後どうなったかわからないということが多くのように思いますので、このあたり雇用経済部長一言御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（水谷 隆） 答弁は簡潔に願います。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） ファンドの今後のフォローでございますけども、採択を受けた事業者においては、販路開拓、人材確保、育成、資金確保等の様々な課題を抱えており、継続した支援を行う必要があると認識しております。

このため、三重県版経営向上計画を活用して経営のステップアップを図るとか、M I E創業・事業承継ネクストステージ支援事業、これは平成30年度の新規事業でございますけれども、こういった事業を活用しながら、成長に

向けたサポートを行っていきたいというふうを考えてございます。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） 時間がない中、簡潔な答弁ありがとうございます。

しっかりとフォローアップをしていただきたいと思います。

今後も一県議会議員としても、また公明党の議員としても、三重県政の発展のために頑張ってもらいますので、何とぞよろしくお願いします。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 5番 岡野恵美議員。

〔5番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○5番（岡野恵美） 日本共産党津市選出の岡野恵美です。

早速質問に移ります。

安倍政権は来年度予算で1機114億円のオスプレイを3機、イーグスアシヨア、1000億円もするこのものを2基購入する予定だそうです。オスプレイ1機で90人規模の認可保育所を285カ所もつくることができるわけでありませう。

国民の要求をよそに大軍拡を進める一方、生活保護費を削減するなど、格差と貧困は一層進むうとしております。それだからこそ三重県は、この国の政治の防波堤となって、県民を守ることこそ必要だと考えます。

そこで知事に来年度予算について2点伺います。第1点は、財政の見通しです。来年度の予算編成について、新聞報道を見ますと県債積立金60億円を回避したことや、企業庁から借りた55億円の今年度の支払い分15億円のうち1億円しか返すことができなくなったことを捉えて、ツケ払い予算や異例の対応と書いております。このことについて知事の見解と、これからの財政の見通しについてお聞きいたします。

第2点は、子ども基金への対応です。これも新聞報道によりますと、将来世代への予算であるが、小規模で、社会保障費は確保できない。子ども基金は、借金返済もままならない県が、将来世代に投資する姿勢を示す看板だと手厳しいわけです。来年度の県債発行は、少し減ったとはいえ996億円で

す。その県債残高が1兆4000億円もあるわけですから、幾ら子どもたちに投資したとしても、この借金は将来世代の今の子どもたちが返さなければならぬわけでありますから、何のことかと思うわけです。子どものための予算はしっかりと確保していただき、その上で、子ども基金は看板倒れにならないように、もっとしっかりと企業に出していただくようにすべきではありませんか。御意見を伺います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問をいただきましたけれども、私のほうからは今後の財政運営の見通しについて答弁させていただきます。

本県の財政状況は、一般財源収入総額の大幅な伸びが見込めない中、社会保障関係経費が医療、介護の自然増等により引き続き増加を続けていることや、公債費が平成34年度に見込まれているピークに向けて増加傾向にあることに加え、人件費において本県では高齢層職員の割合が高く、退職手当の総額も高い水準にあることなど、これらの構造的な要因により、硬直化した財政状況となっております。

歳出面におけるこうした構造的な問題は、今後数年間、同様の状況が続くことが見込まれるとともに、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けた関連経費も、平成33年度に向けて増加していく見込みです。その一方で、公債費について、ピークとなる平成34年度以降は一定程度減少する見込みであること、また、人件費について、平成30年代後半に退職手当の支給総額が減少する見込みであることから、中期的には歳出構造は一定改善していくものと考えています。

また、歳入面でも、平成31年10月の消費税率の引き上げにより財政構造が変わる可能性もあります。毎年、地方財政対策や国の制度の見直し、経済状況の変化などにより県財政の状況が大きく変わる可能性はあるものの、ここまで申し上げた歳出・歳入の今後の見通しを踏まえると、今後数年間は特に厳しい状況が続くと考えています。

このような厳しい財政状況の中においても、人口減少対策、防災・減災な

どの喫緊の課題や、教育・人づくり、医療・福祉、産業振興などの多様な行政ニーズにしっかりと応えていく責務と役割があります。平成30年度当初予算は、安心なくして希望なしという考えのもと、防災・減災対策や子どもたちの未来のための取組、スポーツの推進など安全・安心の確保や未来を切り開くための攻めの取組に重点を置いて編成したところであります。

引き続き、持続可能な行財政運営に向けて、三重県財政の健全化に向けた集中取組に基づき、これまでも申し上げてまいりましたが、平成31年度までの集中取組期間中に経常収支適正度を100%以下とすることを当面の目標とし、公債費や総人件費の抑制、県有施設の見直し、ネーミングライツやクラウドファンディングの活用など、歳入・歳出の両面からあらゆる方策を総動員することで、財政健全化に向けた道筋をつけたいと考えております。

同時に、厳しい財政状況の中であっても、県民の皆さんの明日への不安を取り除き、暮らしや経済がよくなっていると実感できるよう、また、将来世代も含め皆さんが夢や希望の実現に向けて前に進んでいけるよう、幸福実感日本一の三重の実現に向け全力で取り組んでまいります。

〔田中 功健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（田中 功） それでは、私のほうから三重県子ども基金についてお答えを申し上げます。

三重県子ども基金の創設につきましては、三重県に暮らす子どもたちが、生まれ育った環境に左右されず、貧困や格差を再生産させない事業など、子ども・子育て施策を確実に推進するための財源として、今議会に提案させていただいたところです。

現在、国における医療・介護・福祉等に関する施策の財源措置を概観しますと、医療・介護においては社会保険制度があり、企業を含め社会全体で支える仕組みが確立されるなど、一定の財源が手当てされていますが、子ども・子育て分野につきましては、こうした制度が確立されていません。また、県における子ども・子育て施策の財源確保には、これまで福祉基金を医療や福祉分野と同様に充当してきたため、年度によって各分野に充当する金額や

比率にばらつきがあり、各分野ごとの財源が不安定となっております。

こうしたことから、子ども・子育て施策への財源を安定的に確保するため、福祉基金から子ども基金を分割、独立し、あわせて超過課税の配分率を変更することにより、資源配分を最適化したところでございます。

以上でございます。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 知事のほうから御答弁をいただいたわけですが、財政の厳しさというのを捉えつつ、ここ数年は頑張らなければならないというふうな御答弁でございました。

一つお聞きしたいんですけども、非常に財政が厳しくなっているという中において、来年は知事選挙でございます。その財政が厳しい中で、御自身で退職金というのがあるわけですが、これをもらえるのでしょうか。

このことについてお聞きしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 知事の退職手当の不支給などを考えてはどうかというようなことでありますけれども、これまでの経緯を少し申し上げたいと思います。

私の給与につきましては、私が就任後、平成23年7月から給料の月額額の30%、期末手当の50%、及び退職手当の金額を減額する特例措置を実施してまいりました。

平成26年12月、県議会からの御要請を踏まえまして、知事の給与を含む特別職の報酬等について8年ぶりに特別職報酬等審議会に諮問を行い、職務と責任の度合いや社会経済情勢、他の地方公共団体との均衡等を考慮しながら、退職手当を含む一任期当たりの総収入について、多角的な視点で審議をしていただきました。

その結果、現行の条例本則額を据え置くことが適当であるとの答申とあわせて、審議会会長より、答申した額は特別職の職務や職責に応じた適正な額と当審議会が判断したものであり、知事、県議会議員ともに、答申に基づ

き条例で定める額を受け取っていただくことが本来のあるべき姿であると考えていますとのコメントをいただきました。

また、この特例措置に対して、県議会においても、複数の議員から御質疑をいただいたことを踏まえて検討した結果、平成28年3月31日をもって特例措置を廃止したところ です。これは平成28年2月定例会議にその条例の廃止の提案を出させていただいて、日本共産党のお二人を除く皆さんの賛成をいただいております。

御質問の知事の退職手当につきましては、今後も社会経済情勢や他府県との均衡に留意し、必要に応じて審議会の意見を聞きながら、適正な運用に努めてまいりたいと考えています。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） ということは、今後検討なさるといふふうなことで、状況を見ていただきながら県民の暮らしのことも考えていただいて御判断をいただきたいと思います。

続いて、子ども基金でございますが、全国で初ということで非常にインパクトがあるわけですが、予算はわずか1億2000万円と少ないのではないのでしょうか。子ども基金をつくるわけですから、もっと増やすことを考えるべきではないのでしょうかというふうに思うんです。

もともとこの子ども基金は、超過課税10億円の一部分が充てられております。超過課税の限度額は1%ですが、今、税率は0.8%となっています。あと0.2%分、限度額いっぱいまで企業に出していただけるよう知事が努力していただくべきではないのでしょうか。

以上、御答弁をお願いしたいと思います。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 法人県民税の超過課税のことでございますけれども、超過課税は、静岡県を除く46都道府県が導入しておりますけれども、東京都、大阪府が地方税法で定められておる上限の1%、本県を含め44道府県が0.8%の上乗せというふうになってます。

平成元年ごろまでは、静岡県を除き全国的に1%の上乗せでございましたけれども、他県の税率引き下げの動向を踏まえて、本県でも平成3年から現在の上乗せ0.8%に見直しをしておるところでございます。

超過課税の対象となるような企業に対する誘致活動は、地域経済の活性化や地域における雇用の維持、創出につながることから、本県へ立地していただいた企業からの税収増のみならず、周辺からの税収にもつながることが期待されております。

本県だけが税率を上げますと、企業誘致における地域間競争力の低下はもとより、県内企業の県外への流出による長期的な歳入減につながりかねない懸念もあることから、現状のままとしたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 他県とのバランスをとるというふうなことなんですけれども、今、法人税減税などもありまして、企業は非常に大きな収益を上げているというふうに思っております。

私は、県の裁量としてこの税金については出していただくことが可能なわけでありまして、バランスをとるということで考えるのではなくて、考えていただきたいと思うんです。以前はしっかりと1%、限度額いっぱいまで取ってもらうことによりまして、様々な福祉施策が充実いたしました。

平成28年度4502社が10億4500万円負担をしております。1社当たり23万2119円ということですから、それほどのことではないんじゃないかなというふうに思います。

私は、子ども基金というのは目に見えるものに使うのがよいと思っております。例えば子ども食堂への補助というのも考えられるんじゃないか。今、子ども食堂をつくって継続しようとして、ボランティア団体の方々は苦勞されておられるわけですけれども、補助金が出たら多めに喜ばれるし、励みにもなると思いますし、また、税金を出しております法人としても、こう

いう目に見えることに対しては非常に喜ばれるんじゃないかなと思いますので、別に子ども基金に対して寄附をするというようなことだつてあるわけがありますので、ぜひこのことについては、バランスということではなくて、県自身の取組として積極的に推進していただきたいというふうに私は訴えておきたいと思います。

続きまして、生活保護について質問をさせていただきます。

安倍政権は来年度予算で、生活保護費を最大5%、平均1.8%、総額210億円も削減することを明らかにいたしました。

根拠は、低所得世帯の消費実態が生活扶助基準を下回ったからということで、今年10月から生活保護基準が削減されるということです。三重県の受給者への影響について御説明ください。

〔田中 功健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（田中 功） 国の生活扶助基準の見直しに伴います県民への影響についてお答え申し上げます。

生活保護制度は、資産や能力等全てを活用してもなお生活に困窮する方に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度であり、支給される保護費については、厚生労働大臣が告示により、居住地域、年齢、世帯の状況に応じた基準を定めているところでございます。

国では、平成30年度の制度や基準の改正に向けた検討が進められておりまして、昨年12月に取りまとめられました社会保障審議会の報告書を受けて、先般2月9日に、大学進学等の一時金を創設するなど含めた生活保護法等の改正案が国会に提出されたところでございます。

また、生活保護基準については、生活保護受給者の食費、被服費、光熱水費などの経費に充てる生活扶助費について、多人数世帯や都市部の単身高齢者等への減額の影響が大きくならないよう、個々の世帯における生活扶助費等の減額幅を現行水準の5%以内にとどめながら、最低限度の生活を保障する水準として適切な水準となるよう見直しを行うこととし、平成30年10月

から3段階に分けて改定を実施するとされております。

あわせて、子どもの健全育成に必要な費用について、児童養育加算や母子加算等についても見直しが行われる見込みです。

国におきましては、今回予定されている見直しによる生活扶助費等の増額や減額の影響について、地域や世帯構成のモデルごとにシミュレーションを行っています。

それによりますと、例えば、桑名郡、員弁郡、三重郡を除きます三重県の郡部が適用される居住地区分の3級地の2において、30代の母と小学生の子ども1人の2人世帯では、生活扶助基準及び児童養育加算等の改定の影響によりまして、生活扶助費等が当初段階の改定では2.3%、その後の2段階の改定により、合わせて7.0%増加することが示されています。

一方、四日市市等が適用されます居住地区分の2級地の1において、65歳の高齢単身世帯では、生活扶助基準の改正の影響によりまして、生活扶助費等が当初段階の改定では1.6%、その後の2段階の改定により、合わせて4.9%が減少するということが示されています。

また、今回の改定によりまして、これは全国でございますが、全世帯におきましては、生活扶助費が上がる世帯は26%、下がる世帯は67%、子どものいる世帯においては、生活扶助費が上がる世帯は57%、下がる世帯は43%、また、母子世帯におきましては、生活扶助費が上がる世帯は61%、下がる世帯は38%となる推計値が示されておりまして、子どもの健全育成に必要な費用等を検証し、必要な見直しを行った結果が反映される改定となる見込みでございます。

県としましては、国の動向も見ながら、県内福祉事務所設置自治体と協力して、必要な人には適正に保護を実施するとともに、自立に向けた支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 上がったりが下がりというふうな御説明でございませ

たが。

この映像資料をごらんください。

(パネルを示す) これは5年に一度行われるこの全国消費実態調査の三重県の世帯分布です。この年間収入十分位階級は、全ての世帯を収入の低いほうから順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で10等分して10のグループを作った場合の各グループのことです。また、年間収入は、過去一年間の現金収入をいうのだそうです。

平成11年度の収入の下から10%の一般低所得世帯では、年間収入は321万円以下で113世帯、一番高い上から10%のグループの収入は1294万円以上で183世帯となっていました。

それが平成26年度には、低所得世帯が264万円以下で106世帯、上位10%は1100万円以上で136世帯となり、三重県民は全体的に貧しくなっているという状況だと思えます。

この低所得者層の収入が下がったことを理由に生活保護費を削減するというのです。私は何と冷たい政権かと思えます。

そこで、知事に伺います。生活扶助費削減についてどのような感想をお持ちかお答えください。

○健康福祉部長(田中 功) この改定につきましては、先ほども御説明申し上げましたように、世帯区分であるとか居住地によって増えるところもあれば減るところもあるという改定でございまして、一定その調査に基づいた形でやられてるのかなと考えております。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番(岡野恵美) 全国調査に基づいてやられてるというふうな非常に冷たいお話でございましたが、実態としては低所得者の世帯の均衡を見てというようなことですから、どんどんどんどんと下がっていくというような状況も一部あるわけでございます。

共産党の志位委員長が先日この問題を国会で取り上げまして、貧困世帯の生活をどう引き上げるかを考えるのが政治本来の仕事であり、最貧困層の

生活を破壊する流れは社会不安を増すというふうに、安倍総理に撤回を迫っております。

また、生活保護法を生活保障法に改めるように四つの提案も行っております。私は、三重県もこの提案、時間がございませんので詳しくは申し上げる暇がありませんけれども、真摯に受けとめていただきたいというふうに申し上げます。

そこで、次に三重県は生活保護受給者を親身になって支援してほしいという思いで質問したいと思います。

三重県の福祉事務所は、市町の福祉事務所が15、三重県が直接担当している福祉事務所が4カ所の合計19カ所。生活保護を受けておられる方は、昨年12月で1万2624世帯、1万6683人で、三重県民1000人当たり9人です。

また、その世帯類型は、平成27年度で高齢者が51.4%、母子が6%、障がい者や病気の人が29.6%、その他が13%ということです。

ところで、福祉事務所によって親身になってくれるところと、そうでないところと対応に違いがある。そのため基本的に認められている一時扶助の扱いがばらばらで、当然受ける資格のある人が受給できていないとか、監視カメラが設置され、見張られているという声が、三重県生活と健康を守る会などから寄せられています。現状はどうなっているかお示してください。

〔田中 功健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（田中 功） 生活保護に関する受給者に対する親身な支援をということでございますけれども、生活保護の相談があった場合の対応につきましては、国の生活保護行政を適正に運営するための手引きによりますと、相談者の状況を把握した上で、他の法律や他の施策について専門的な立場から助言を行う等適切な援助を行うとともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、生活保護申請の意志が確認できた方に対しては、速やかに生活保護申請書を交付し、申請手続について援助指導を行うこととされています。

県におきましては、生活保護法に基づく法定受託事務として、生活保護

法及び国の定めた監査方針等に基づき、管内、先ほど御紹介ありましたが、19の福祉事務所における生活保護法施行事務の適否に関して、指導監査を実施しております。この指導監査では、保護の申請に至らなかった面接記録票を抽出して、申請に至らなかった経緯なども含めて確認をしているところでございます。

なお、申請の意志があるにもかかわらず申請書を手渡さないなどのいわゆる水際作戦とかそういうことはとることのないように、指導監査においても厳しく指導しているところでございまして、ここ数年の指導監査においてもそういう事実は確認しておりません。

また、福祉事務所の職員に対しましては、研修を行い、制度への理解を深めるなど、職員の資質向上にも努めているところでございます。

申請の権利が侵されることのないよう、また、生活保護を必要とする方が適正に生活保護を受けることができるよう、今後とも取り組んでまいります。

以上でございます。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 適切に指導されているというふうなお答えでしたけれども。

平成28年度の一時扶助は、多い順から、おむつ8597件、移送費636件、家具やお茶わんなど什器類224件、入院・入所に伴う家具処分料など159件、入学準備金158件、布団類155件となっています。福祉事務所別にこの実態を見ると、多いところと少ないところがあるわけです。

このうち移送費は、他県では福祉事務所のワーカーが、病院から送られてくる医療費の請求書を見て、必要だという判断をしてくれるけれど、三重県では福祉事務所に違いがあること、ワーカーに頼んでもだめであるケースなど、病院に行くお金がなくて受診を手控えている人がおられるということをお聞きしました。本来こんなことはあってはならないのではないのでしょうか。ましてやカメラを設置しているところがあるということは、一体どうい

う行政だというふうに思います。

生存権裁判の原告であります津市の63歳のAさんは、十五、六年ほど前までは建設土木業の技術者として高収入を得ておられました、腰を痛めたことから転職。その後、腰痛がひどくなって働けなくなり、10年ほど前から生活保護を受けておられます。今、保護費は7万2110円だそうです、好きなたばこやお酒は儉約してたしなみ、光熱水費や携帯代を払って、食べるのにぎりぎりの生活だそうです。お風呂は月2回、服も買えないと言っておられました。おじさんが亡くなくても葬儀に行けないどころか香典も出せなかったそうです。もちろん旅行にもお芝居にも行けません。これで憲法第25条の言う人間らしい暮らしといえるのでしょうか。Aさんは、病院で、同じように並んでいるお年寄りを見て、医療費を払わない自分が申しわけないと思うと話しておられました。

私は、生活保護を受けておられる皆さんは、肩身の狭い思いをしておられると思います。だからこそ、福祉事務所の職員は、福祉の心を持って対応していただきたいと思います。

また、昔は夏や冬に見舞金が支給されておりました。県や市の補助金でこれは実行されておりましたが、それを皆さん心待ちにしておられました。しかしそれが全くなくなってしまったわけです。復活すべきではないでしょうか。

また、三重県の生活保護の捕捉率を広報に書いて、生活保護が必要な人は申し込んでくださいと、こういうふうにPRすることなど当然のことではないでしょうか。実際には低所得者に合わせて、層の約2割しか生活保護をもらっていないという、捕捉率が非常に少ないわけです。ましてや、三重県では1000人に対して9人という保護率、このことを考えると、よっぽど我慢をしていらっしゃる方が多いんじゃないかと思います。

ですから、この点については、しっかりと憲法で保障されたこの権利を行使ができるようにするのが本当の三重県の温かい行政であるというふうに思っております。生活保護を受ける人に温かい支援を求めることは、全ての

低所得者に対して温かい支援を行うことになるわけでございますから、この点については今までの国に追随するような考え方を改めていただくことを強く求めて終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 本日の質問に対し関連質問の通告が1件あります。

岡野恵美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。4番 山本里香議員。

〔4番 山本里香議員登壇・拍手〕

○4番（山本里香） 先ほどの岡野恵美議員の一般質問に対しまして、関連して質問をさせていただきます。山本里香です。

先ほど、題目は生活保護についてということで、生活保護受給者に親身な支援をとということで質問をされました。そんな中で、先ほど来、三重県の財政が大変困難だ、きゅうきゅうだという話がずっと続いておりました。生活保護の方の御家庭、今回の引き下げより以前からも引き下げもありますし、今現在きゅうきゅうな状況というのは本当に私ども相談が多々ありますけれども、身につまされる思いでずっとおりますし、多分ケースワーカーの皆さんが相談対応されていると思いますけれども、現実の中で大変な思いを相談対応でしていただいていることだと思いつつながら、それでもここで一つ質問をしたいと思つています。

お米を何粒あるかということ数を数えながら月末過ぎられる、そんな御家庭が、生活保護だけではないと思つていますけれども、生活保護の方の中にあるという現実。夏休みや正月、年末年始、ゴールデンウィーク、子どもさんを抱えた生活保護の御家庭の中で、それこそ保護費支給までゴールデンウィークの合間のあの日だからこの日だからという、そんな中で、学校の給食がないものですから、家で食べさせなくちゃいけない。そんな中で、それこそお財布の中とにらめっこをして、困難だと考えてみえるおうち、そんなお話はたくさんあります。

先ほど、それに病院へ行くのに、病院の診療費はちゃんと届出ををすれ

ば医療券があれば出るけれども、その病院に行き着くことができないという人たちも中にはあって、その中で、行政どうなっているのかということがあるんだと思います。

先ほども出ておりましたが、福祉事務所の中でそれぞれ一生懸命対応していただいていると思うんですけども、なかなか意思疎通が当事者の方と図れなかったり、若い方がケースワーカーですと経験不足なんかもあつたりして、十分な手だてができない。

例えば、その中に移送費というのが先ほど出てまいりましたけれども、移送費に関しては基本的な考え方の中ではどうなっているのかというと、身体的にその医院に通うのに自力で行けないという状況があったら、交通機関を使うための費用が出ますよ。近場の医院へ行くための費用が出ますよということ、そしてそれは医師のちゃんとした届出の書類が要りますよということで3段階になってるわけなんですけれども、現実、届出を受理されて、それが利用できて、主に身体的に移動が困難な方はそういうのをよく使ってみえますけれども、子どもさんがインフルエンザで熱を出した、夕方になって熱を出した、そして雨がざんざん降っている。そんなときにふだんなら自転車に乗せて子どもを後ろに乗せてというか連れていくことができるかもしれないけれども、そんな中で緊急でお母さんはお父さんは子どもを抱いても行けないような状況がある中、タクシーを使ったら、それが移送費として今のところは認められないわけです。

例えば緊急でしんどくなってきた、持病がある方がしんどくなってきたときに、救急車を呼ぶの、そんなことまですると大変だから、救急車を呼んだらこの病院に連れていかれるかわからない。隣町の隣の市の病院に行ったこともかつてある。そこまで行くのはいいけど、帰りに帰ってくるお金がないとか、そんな話までもあって、なかなか現実には大変なところがありますが、そういうようなところでの移送費の基本的な考え方で、どのように扱われてみえるのか、後から届出をしたらきちんと手だてができるのか、そこから辺のところ現実なところを見ていただいて、この移送費の取り扱い、基本

的にどうしていらっしゃるでしょうか。

○健康福祉部長（田中 功） 移送費、いわゆる交通費につきましては、生活保護法及び関係の要領の定めにより支給をされているところです。

例えば、先ほど言われたように、医療扶助における移送費の支給に当たりましては、経済的かつ合理的な経路及び交通手段、療養に必要な最小限の日数のほか、当該地域におけますほかの患者との均衡を失しないように支給するというようになっておりまして、各福祉事務所におきまして、個々に支給の適否を審査しておるところでございます。

引き続き、指導監査等において、各福祉事務所におけます移送費の支給が適正に実施されますよう指導をしていきたいと考えています。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） 手引きによりまして、そのようなことが決まっておる中で、柔軟な対応、実質に、実態に則した対応、もちろんそれが不正なものであったりしてはいけませんけれども、真に必要で命を守るために健康を守るために必要であったら、きちんと対応していただいて、相談に乗っていただいて支給されていくべきだと思っております。

使った後でも2カ月の間であれば、さかのぼって、領収書があれば、あるいは医師の書いたものがあれば、この必要だということが認められるというわけなんです、具体的には様々なことがあって、医院にかかる、どこの医者にかかる、それには医療移送費が要るからということで、じゃあこの病院で手術をしたから、隣町の病院、隣の市の病院にかからなくちゃいけないけど、それは移送費が出ません。

じゃ、近くの病院にかわってくれますか。そういうことになると、お医者様はこちらへ来ててくださいと言われるのに、近くの病院じゃないとだめですよとかいうことで、いろいろと現場ではトラブルが起こっていると思います。

先ほど申しましたように、これが不正な受給にならないということは大事なことですけれども、真つ当な受給であるように、その方たちの命を守るために、きちんと話を聞いていただいて、いろんな機関もあると思いますけ

ど、最大限、話の中で手だてをしていただけるような手法をとっていただきたいと思いますので、これは県が直接かかわっている福祉事務所、あるいは市がやっている福祉の窓口のところ、やはり研修は十分していただいていると思いますけれども、ケースワーカーの方自体が心折れて痛くなるような状況まで出ている部分もあったりして、しゃくし定規じゃないということがやっぱりここで必要になってくる、板挟みにならないというようなことも含めて考えていただきたいと思います。

あと、家具什器の家具什器費ですけれども、これには知事の承認という形で特別基準が設けられているといわれていますけれども、知事承認ということだと、知事がそれこそ、この状態であつたら要るか要らないかとか、その判断を、先ほどの布団や冷蔵庫や洗濯機やそういうものになると思いますが、そういうふうな形で認めるわけなんでしょうか。

○健康福祉部長（田中 功） 今、議員の言われた什器等については、例えば家具什器など日常生活に必要な物品については、本来、生活扶助費の範囲内で計画的に購入すべきであるとされておりますけれども、例えば保護開始のときとか、それから長期入院どうしてもせなあかんとときとか、そういうときなんかで生活扶助費からはなかなか出せないもんで、特別に認められておるというものでございますけれども。

この特別基準の支給を行うかどうかにつきましては、以前、知事の承認が必要でございましたけれども、平成12年3月の厚生労働省の通知によりまして、実際には実施機関の福祉事務所長、現場に近いところの所長の判断により行うことができるように制度改正されております。県としましても、県内の福祉事務所での特別基準も含めて、適切に什器等が必要の場合は支給されるよう指導をしていきたいと思っております。

それとあと、個々の状況をしっかりとそれぞれの福祉事務所が個人を把握して、そうした上で必要な場合は必要に応じて寄り添って対応していくという姿勢で、今もやっておりますけれども、引き続きやっていきたいと思っております。

以上でございます。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） 今、言っていたように適正によく聞いていただいて、なかなか自分の今の事情、立場を伝えることも難しい方もいらっしゃいますので、ケースワーカーさん本当に御苦労だと思います。

それから家具什器のことですけれども、今回下がる上がるというのはありますけど、以前に住居費扶助が下がってまして、3000円とか2000円とか5000円ぐらい高いままで、生活扶助費の中からそれを充当しているという方がたくさんあります。というのは、新しく住居を変えるということがとても大変だから、2000円、3000円、5000円なら生活扶助から充当するという形で今いらっしゃる方がたくさんいます。そんな方に、先ほどの5%引き下げの話ですけれども、5%内にとどめる。5000円ってすごく大変なことなんです。ということを知った上で、このやっただいてと思いますけれども、皆さんの御努力をお願いしたいと思います。

終わります。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（水谷 隆） 着席のまま暫時休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時14分開議

開 議

○議長（舟橋裕幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委 員 長 報 告

○議長（舟橋裕幸） 日程第2、議案第1号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。中嶋年規予算決算常任委員長。

〔中嶋年規予算決算常任委員長登壇〕

○**予算決算常任委員長（中嶋年規）** 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案のうち、2月27日までに審査を終えるよう期限を付されました議案第1号平成29年度三重県一般会計補正予算（第8号）につきましては、去る2月26日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○**議長（舟橋裕幸）** 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○**議長（舟橋裕幸）** これより採決に入ります。

議案第1号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○**議長（舟橋裕幸）** 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○**議長（舟橋裕幸）** お諮りいたします。明3月1日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、明3月1日は休会とすることに決定いたしました。

3月2日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（舟橋裕幸） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時16分散会